

第82回

定時株主総会招集ご通知

日時



2026年6月25日（木曜日）
午前10時（受付開始：午前8時45分）

場所



東京都大田区羽田空港三丁目3番2号
第1旅客ターミナルビル 6階
「ギャラクシーホール」

議案



第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第4号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続の件

目次	第82回定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	5
	事業報告	44
	連結計算書類	61
	計算書類	63
	監査報告	65

●ご来場をされる株主様へ●

・株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

日本空港ビルディング株式会社

証券コード：9706

株主各位

証券コード 9706
2026年6月3日

東京都大田区羽田空港三丁目3番2号

日本空港ビルデング株式会社

代表取締役社長 **田中 一仁**

第82回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第82回定時株主総会を後記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第82回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://www.tokyo-airport-bldg.co.jp/ir/stock_information/meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【株式会社東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項または株主様にご送付している招集ご通知（本書類）に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2026年6月25日（木曜日）午前10時（受付開始：午前8時45分）
2 場 所	東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 第1旅客ターミナルビル 6階「ギャラクシーホール」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第82期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第82期（2025年4月1日から2026年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 11名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第4号議案 当社株式に対する大規模買付行為への対応方針 （買収への対応方針）の継続の件

以 上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をされた株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の定めにより、次の事項を記載しておりません。
なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
 - ・「株式会社の支配に関する基本方針」
 - ・「連結株主資本等変動計算書」
 - ・「連結注記表」
 - ・「株主資本等変動計算書」
 - ・「個別注記表」
- 代理人により議決権を行使される場合、当社定款第18条の規定により、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。議決権行使書とともに代理権を証明する書面を会場受付にご提出ください。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。



株主総会への出席による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、

会場受付にご提出ください。

また、当日は資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



書面(議決権行使書用紙)による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、
2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに
到着するようご返送ください。

なお、議案につきまして賛否のご表示がない場合は、
賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



インターネットによる議決権の行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>)
にアクセスしていただき、

2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までに
議案に対する賛否をご入力ください。

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である **みずほ信託銀行 証券代行部** (以下) までお問い合わせください。

- (1) 議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル **0120-288-324** (平日 9:00~17:00)

機関投資家の皆様へ

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

1. 「スマート行使」による方法

- (1) 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォン等でお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください(ID・パスワードのご入力は不要です)。
- (2) 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。行使内容を修正したい場合は、お手数ですが下記2. に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。

2. ID・パスワード入力による方法

- (1) 「議決権行使ウェブサイト」(下記URL) にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト

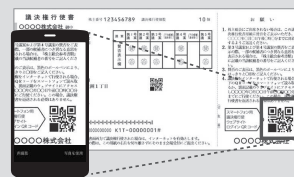
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) パスワード(株主様が変更されたものを含みます)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (3) パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。なお、パスワードを当社よりお尋ねすることはありません。
- (4) パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

3. ご注意

- (1) 行使期限は2026年6月24日(水曜日)午後5時30分までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
 - (2) 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
 - (3) インターネット接続・利用に係る費用は株主様のご負担となります。
 - (4) インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。
- (注) 「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

「スマート行使」について



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。こちらでは **1回に限り** 議決権を行使できます。

◎株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化に意を用いつつ、継続的かつ安定的な配当をすることを基本方針としておりますが、当期の期末配当金につきましては、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案した結果、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 50円 総額 4,656,788,450円 なお、中間配当として金45円をお支払いしておりますので、当期の年間配当は1株につき金95円となります。
剰余金の配当が効力を生じる日	2026年6月26日

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名 選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（11名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、異議はございませんでした。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名			
1	田中 一仁	再任		
2	小山 陽子	再任		
3	藤野 威	再任		
4	神宮寺 勇	再任		
5	松田 圭史	再任		
6	川俣 幸宏	再任	社外	独立
7	斎藤 祐二	再任	社外	
8	須藤 修	再任	社外	独立
9	高野 圭司	新任	社外	独立
10	直木 敬陽	新任	社外	
11	高橋 一郎	新任		

再任	再任取締役候補者	新任	新任取締役候補者	社外	社外取締役候補者	独立	東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者
-----------	----------	-----------	----------	-----------	----------	-----------	-----------------------

候補者番号

1

た なか かず ひと
田 中 一 仁

(1965年3月8日生)

所有する当社の株式の数…………… 16,100株



再任

【略歴、地位及び担当】

1987年4月 当社入社
2011年6月 当社執行役員 経営企画本部経営企画室長
2013年6月 当社常務執行役員 経営企画本部経営企画室長
2014年7月 当社常務執行役員 経営企画本部副本部長、管理本部副本部長
2015年6月 当社常務取締役執行役員 経営企画本部長
2020年6月 当社専務取締役執行役員
2023年6月 当社取締役副社長執行役員
2025年5月 当社代表取締役社長（現任）

〔担当〕 取締役会議長、経営会議議長、経営管理委員会委員長、グループ経営会議議長、
コンプライアンス推進委員会委員長、サステナビリティ委員会委員長、リスク管理委員会委員長

取締役候補者とした理由

田中一仁氏につきましては、これまで経理及び経営企画等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、代表取締役社長就任後はガバナンスの再構築や新たな中期経営計画の策定に尽力するなど、全社的な視点から当社グループの経営を統括してまいりました。経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

こ やま よう こ
小 山 陽 子

(1968年1月12日生)

所有する当社の株式の数…………… 8,900株



再任

【略歴、地位及び担当】

1992年4月 当社入社
2016年6月 当社常務執行役員 経営企画本部副本部長
2017年7月 当社常務執行役員 事業開発推進本部副本部長
2017年8月 羽田みらい開発株式会社社外取締役（現任）
2019年7月 当社常務執行役員 事業開発推進本部副本部長、旅客ターミナル運営本部副本部長
（施設計画室/東京オリンピック・パラリンピック推進室担当）
2020年6月 当社常務取締役執行役員
2023年6月 当社専務取締役執行役員
2025年6月 当社代表取締役専務執行役員（現任）

〔担当〕 総務本部統括、財務本部統括、経営企画本部統括、事業企画本部統括

【重要な兼職の状況】

羽田みらい開発株式会社社外取締役

取締役候補者とした理由

小山陽子氏につきましては、これまで経営企画、施設及び事業開発等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

ふじの
藤野

たけし
威

(1968年1月3日生)

所有する当社の株式の数…………… 7,300株



再任

【略歴、地位及び担当】

1991年 4月 当社入社
2013年 6月 当社執行役員 国際線事業部長
2016年 6月 当社常務執行役員 運営本部副本部長
2020年 6月 当社上席常務執行役員 旅客ターミナル運営本部副本部長、
事業開発推進本部副本部長
2021年 6月 当社上席常務執行役員 営業推進室担当、事業開発推進本部副本部長、
旅客ターミナル運営本部副本部長
2022年 6月 当社上席常務執行役員 営業推進室担当、
事業開発推進本部副本部長（新規事業等担当）、
旅客ターミナル運営本部副本部長（リテール等営業担当）
2023年 6月 当社専務取締役執行役員
2025年 6月 当社取締役専務執行役員（現任）
〔担当〕 日本空港ビルグループCS推進会議議長、旅客ターミナル運営本部統括、リテール運営本部統括

【重要な兼職の状況】

株式会社JALUX社外取締役
（2026年6月開催予定の株式会社JALUXの定時株主総会で承認された場合、社外取締役に就任予定）

取締役候補者とした理由

藤野 威氏につきましては、これまで営業及び事業開発等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

じん ぐう し
神宮寺

いさむ
勇

(1956年5月18日生)

所有する当社の株式の数…………… 3,200株



再任

【略歴、地位及び担当】

1979年 4月 日本航空株式会社入社
2010年 2月 日本航空株式会社欧州地区支配人室 パリ支店長（兼）パリ営業所長
2016年 7月 当社常勤顧問
2017年 6月 当社常務執行役員
2020年 6月 当社上席常務執行役員
2023年 6月 当社専務執行役員
2025年 6月 当社取締役専務執行役員（現任）
〔担当〕 財務本部長、最高財務責任者

取締役候補者とした理由

神宮寺勇氏につきましては、これまで経理及び経営企画等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

5

まつ だ けい し
松田 圭史

(1972年3月19日生)

所有する当社の株式の数…………… 4,500株



再任

【略歴、地位及び担当】

1994年4月 当社入社
2019年6月 当社執行役員 企画管理本部経理・経営企画グループ統括部長、業務改革室長、
旅客ターミナル運営本部施設管理グループ施設計画室/東京オリンピック・パラリンピック推進室長
2020年6月 当社執行役員 企画管理本部経理・経営企画グループ統括部長、
旅客ターミナル運営本部施設管理グループ統括部長、
施設計画室/東京オリンピック・パラリンピック推進室長
2022年6月 当社執行役員 企画管理本部経理・経営企画グループ統括部長、施設計画室長、
事業開発推進本部統括部長
2023年6月 当社常務取締役執行役員
2025年6月 当社取締役常務執行役員
2026年4月 当社取締役上席常務執行役員（現任）

【担当】 経営企画本部長、財務本部副本部長

取締役候補者とした理由

松田圭史氏につきましては、これまで経営企画、施設及び事業開発等の部門を担当し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

かわ また ゆき ひろ
川俣 幸宏

(1964年2月10日生)

所有する当社の株式の数…………… 0株



再任

社外

独立

【略歴、地位及び担当】

1986年4月 京浜急行電鉄株式会社入社
2016年6月 京浜急行電鉄株式会社取締役
2019年6月 京浜急行電鉄株式会社取締役常務執行役員
2022年4月 京浜急行電鉄株式会社取締役社長（代表取締役）社長執行役員（現任）
2023年6月 当社社外取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

京浜急行電鉄株式会社取締役社長（代表取締役）社長執行役員

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

川俣幸宏氏につきましては、交通事業や不動産事業等を営む会社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

さい とう 齋藤
ゆう じ 祐二

(1964年9月26日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



【略歴、地位及び担当】

1988年 4月 日本航空株式会社入社
2019年 4月 日本航空株式会社執行役員 経営管理本部長
2021年 4月 日本航空株式会社常務執行役員 経営企画本部長、経営管理本部長
2023年 4月 日本航空株式会社専務執行役員 経営企画本部長、グループCFO
2023年 6月 日本航空株式会社取締役専務執行役員 経営企画本部長、グループCFO
2024年 4月 日本航空株式会社代表取締役副社長執行役員 グループCFO (現任)
2024年 6月 当社社外取締役 (現任)

【重要な兼職の状況】

日本航空株式会社代表取締役副社長執行役員 グループCFO

再任

社外

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

齋藤祐二氏につきましては、航空運送事業等を営む会社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

8

す どう 須藤
おさむ 修

(1952年1月24日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



【略歴、地位及び担当】

1980年 4月 弁護士登録
1983年 4月 東京八重洲法律事務所パートナー
1993年 4月 あざひ法律事務所創設・パートナー
1999年 6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー
2016年 5月 須藤総合法律事務所開設・パートナー (現任)
2016年 6月 株式会社プロネクサス社外監査役 (現任)
2016年 6月 京浜急行電鉄株式会社社外監査役
2025年 6月 当社社外取締役 (現任)
2025年 6月 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 (監査等委員) (現任)

【重要な兼職の状況】

須藤総合法律事務所パートナー
株式会社プロネクサス社外監査役
京浜急行電鉄株式会社社外取締役 (監査等委員)

再任

社外

独立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

須藤 修氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

9

たかの けいじ
高野 圭司

(1962年4月22日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



【略歴、地位及び担当】

1985年 4 月	三菱地所株式会社入社
2014年 4 月	三菱地所株式会社執行役員 総務部長
2015年 4 月	三菱地所株式会社執行役員 海外業務企画部長
2017年 4 月	三菱地所株式会社執行役員 投資マネジメント事業部長
2018年 4 月	三菱地所株式会社執行役員常務 投資マネジメント事業部担当
2020年 4 月	三菱地所株式会社執行役員常務 投資マネジメント事業グループ統括 投資マネジメント事業部担当
2023年 4 月	三菱地所株式会社執行役員常務 新事業創造部、DX推進部、情報システム、情報システムセキュリティ担当
2025年 4 月	三菱地所株式会社顧問 (現任) 三菱地所ホテルズ&リゾーツ株式会社監査役 (現任)

【重要な兼職の状況】

三菱地所株式会社顧問
三菱地所ホテルズ&リゾーツ株式会社監査役

新任

社外

独立

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高野圭司氏につきましては、過去に不動産事業等を営む会社の執行役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

10

なおき よしはる
直木 敬陽

(1963年12月16日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



【略歴、地位及び担当】

1987年 4 月	全日本空輸株式会社入社
2019年 4 月	全日本空輸株式会社執行役員
2021年 4 月	ANAホールディングス株式会社上席執行役員 全日本空輸株式会社取締役執行役員
2023年 4 月	全日本空輸株式会社取締役常務執行役員
2024年 4 月	全日本空輸株式会社代表取締役専務執行役員
2024年 6 月	ANAホールディングス株式会社代表取締役専務執行役員
2025年 4 月	ANAホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員 (現任) 全日本空輸株式会社代表取締役副社長執行役員 (現任)

【重要な兼職の状況】

ANAホールディングス株式会社代表取締役副社長執行役員
全日本空輸株式会社代表取締役副社長執行役員

新任

社外

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

直木敬陽氏につきましては、航空運送事業等を営む会社の代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験と見識を活かして業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待できると判断し、社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

11

たか はし いち ろう
高橋 一郎

(1964年7月7日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



新任

【略歴、地位及び担当】

1988年 4月	運輸省（現国土交通省）入省
2017年 7月	内閣官房出向・IR推進本部事務局審議官
2018年 7月	内閣官房出向・東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局企画・推進統括官
2019年 7月	国土交通省 観光庁次長
2021年 7月	国土交通省 海事局長
2023年 7月	国土交通省 観光庁長官
2024年 7月	国土交通省 観光庁参与
2024年12月	当社顧問
2025年 4月	当社専務執行役員 事業開発本部副本部長
2026年 4月	当社専務執行役員 事業企画本部長（現任）

〔担当〕事業企画本部長

取締役候補者とした理由

高橋一郎氏につきましては、官庁で様々な官職を歴任し、それらの職務を通じ豊富な経験と幅広い見識を有していることから、経営に関する重要事項の決定や業務執行への監督等に重要な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との特別の利害関係について
- (1) 当社は、川俣幸宏氏が取締役社長（代表取締役）社長執行役員を務める京浜急行電鉄株式会社との間に施設管理委託契約等を締結しております。
 - (2) 当社は、斎藤祐二氏が代表取締役副社長執行役員を務める日本航空株式会社との間に羽田空港旅客ターミナルビル等に係る賃貸借契約等を締結しております。
 - (3) 当社は、直木敬陽氏が代表取締役副社長執行役員を務める全日本空輸株式会社との間に羽田空港旅客ターミナルビル等に係る賃貸借契約等を締結しております。
 - (4) その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 川俣幸宏、斎藤祐二、須藤修、高野圭司及び直木敬陽の5氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数は以下のとおりであります。
- ① 川俣幸宏氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。
 - ② 斎藤祐二氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
 - ③ 須藤修氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。
4. 当社は、川俣幸宏氏及び須藤修氏を東京証券取引所定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当該候補者の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。また、高野圭司氏の選任が承認された場合には、新たに独立役員とする予定であります。
5. 当社は、川俣幸宏、斎藤祐二及び須藤修の3氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額に限定する契約を締結しております。当該候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、高野圭司氏及び直木敬陽氏の選任が承認された場合には、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

第3号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役 柿崎環氏及び武田涼子氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

かき ぎき
柿崎

たまき
環

(1961年1月16日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



【略歴、地位及び担当】

2009年4月 東洋大学専門職大学院法務研究科教授
2012年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
2014年4月 明治大学法学部教授（現任）
2017年6月 当社社外監査役
2020年6月 京浜急行電鉄株式会社社外取締役（現任）
2021年6月 株式会社秋田銀行社外取締役（現任）
2022年6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

【重要な兼職の状況】

明治大学法学部教授
京浜急行電鉄株式会社社外取締役
株式会社秋田銀行社外取締役

再任

社外

独立

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

柿崎環氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、内部統制、コーポレート・ガバナンスの専門家としての豊富な経験と高い見識を有していることから、当社の業務執行の監査・監督を適切に担うことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

候補者番号

2

たけ だ りょう こ
武田 涼子

(1970年7月5日生)

所有する当社の株式の数……………

0株



再任

社外

独立

【略歴、地位及び担当】

1998年4月 弁護士登録 西村総合法律事務所（現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業）入所
2014年12月 シティユーワ法律事務所スペシャル・カウンセラー
2016年2月 公認不正検査士（CFE）認定
2017年6月 公益財団法人 国際民商事法センター評議員（現任）
2020年6月 アルコニックス株式会社社外監査役（現任）
2022年11月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2023年1月 シティユーワ法律事務所パートナー弁護士（現任）
2023年3月 学校法人駒澤大学学外理事（現任）

【重要な兼職の状況】

シティユーワ法律事務所パートナー弁護士
公益財団法人 国際民商事法センター評議員
アルコニックス株式会社社外監査役
（2026年6月開催予定のアルコニックス株式会社の定時株主総会で承認された場合、社外取締役（監査等委員）に就任予定）
学校法人駒澤大学学外理事
（2026年6月開催予定のDOWAホールディングス株式会社の定時株主総会で承認された場合、社外取締役に就任予定）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

武田涼子氏につきましては、過去に社外役員となること以外の方法で経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社の業務執行の監査・監督を適切に担うことが期待できると判断し、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 柿崎環氏及び武田涼子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は以下のとおりであります。
- ① 柿崎環氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
- ② 武田涼子氏の監査等委員である社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年7カ月であります。
4. 当社は、柿崎環氏及び武田涼子氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当該候補者の再任が承認された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
5. 当社は、柿崎環氏及び武田涼子氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額に限定する契約を締結しております。当該候補者の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

7. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役又は監査役に就任していた場合において、その在任中に当該株式会社で不当な業務執行が行われた事実について
- 武田涼子氏が2025年6月まで社外取締役を務めた電気興業株式会社は、同氏が任期間中の2024年12月5日、下請事業者に同社製品の一部部品の製造に使用する金型等を貸与していたところ、当該金型等を用いて製造する部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、当該金型等を無償で保管させていた行為が下請法第4条第2項第3号の規定に違反するとして、公正取引委員会から勧告を受けました。同氏は、同社社外取締役の就任時から上記違反が判明するまで当該違反行為を認識しておりませんが、日頃から、これまでの経験や弁護士としての知見を活かし、法令遵守等の視点による提言等を行っており、また、当該違反行為判明後は、コンプライアンスの一層の強化と内部統制の視点から再発防止に関する提言並びに実施状況に係る経営陣の監視と助言を行うなど、ガバナンス強化のため、適切にその職責を果たしておりました。

第2号議案及び第3号議案の承認が得られた場合の取締役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなる予定であります。

氏名	当社における地位	独立役員	専門性及び経験							
			企業経営	財務・会計	法務・コンプライアンス	グローバル	安全・保安	不動産・施設	営業・マーケティング	空港・航空
田中 一仁	代表取締役社長		○	○	○	○				○
小山 陽子	代表取締役専務執行役員		○	○		○	○	○	○	○
藤野 威	取締役専務執行役員					○		○	○	○
神宮寺 勇	取締役専務執行役員			○		○				○
高橋 一郎	取締役専務執行役員				○	○	○			○
松田 圭史	取締役上席常務執行役員			○		○	○	○		○
川俣 幸宏	社外取締役	○	○				○	○	○	
斎藤 祐二	社外取締役		○	○			○		○	○
須藤 修	社外取締役	○			○					
高野 圭司	社外取締役	○	○	○		○		○		
直木 敬陽	社外取締役		○			○	○		○	○
中條 謙太	取締役監査等委員			○					○	○
柿崎 環	社外取締役監査等委員	○			○					
武田 涼子	社外取締役監査等委員	○		○	○	○				
岩崎 賢二	社外取締役監査等委員	○	○	○					○	

第4号議案

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針 (買収への対応方針)の継続の件

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「旧対応方針」といいます。）の継続を決議し、同年6月28日開催の当社第79回定時株主総会において、旧対応方針について株主の皆様のご承認を頂きました。旧対応方針の有効期間は、当社第82回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、旧対応方針の有効期間満了に先立ち、2026年5月15日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして、旧対応方針の内容を一部改定した上、継続すること（以下、改定後の当社株式に対する大規模買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）を決議いたしました。本対応方針の改定は、当該取締役会日をもって効力を生じておりますものの、以下に定める本対応方針の基本的内容について、出席株主の皆様の議決権の過半数の決議によりご承認をお願いするものであります。なお、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本対応方針は本定時株主総会の終結時をもって失効することといたします。

本対応方針をご理解いただくために、本書類末尾に「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続について」を添付しておりますのでご参照ください。

なお、金融商品取引法(昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。)の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。

1. 当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、本対応方針として、当社の株券等について大規模買付行為(下記(注)参照)が行われる場合に関する大規模買付ルール(下記3.参照)を定めることとし、かつ大規模買付行為を行おうとする者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置(特定株主グループ(下記(注)参照)の行使に制約が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。))の無償割当てその他の手段による対抗措置をいいます。)に関する手続等を定めるものとします。取締役会は、本新株予約権の無償割当てその他の対抗措置に関する事項、本対応方針の手続のその他の本対応方針の円滑な実行のために必要な事項や措置を定めることができるものとします。

(注) 「大規模買付行為」とは、次の①又は②のいずれかに該当する行為をいいます。但し、予め取締役会が承認する行為については除かれるものとします。

- ① 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めがない限り同じ。)について、保有者(金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者で、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。)の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項。以下同じ。)(※1)が20%以上となる、買付け等(株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。)その他これに準ずる行為として取締役会が定めるもの(※2)

※1 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者は、本①において、保有

者の共同保有者とみなす(株券等保有割合の計算においても同様とする。)

※2 当社が行う株券等(金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めがない限り同じ。)の発行又は自己の有する株券等の処分(当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付に伴って行われるものを含む。)による当社の株券等の取得行為は含まれない。他方、当社の行った自己株式の消却その他当社取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった場合、その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなる行為は含まれる。

② 金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」(株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。)の後の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項)の株券等所有割合との合計とします。)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の公開買付けの開始行為(「買付け等の後の株券等所有割合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されることを基本とし、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「大規模買付行為を行った」ものとし、)

「特定株主グループ」とは(a)大規模買付行為を行った者で大規模買付行為を行った時点(上記①②のいずれか早い時点とします。)までに不発動決議を得なかった者(但し、下記(i)(ii)の者は除きます。)並びに(b)上記①に定める大規模買付行為を行った者((a)に定める者に限る。)の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項、第6項)、(c)上記②に定める大規模買付行為を行った者((a)に定める者に限る。)の特別関係者及び(d)これらに準ずる者として取締役会が定める者となります。

(i) 当社、当社の子会社、従業員持株会及びこれらに準ずる者として取締役会が定める者

(ii) 当社の行った自己株式の消却その他取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった者(その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなった場合を除きます。)

2. 取締役会は、その決議により、独立委員会を設置するものとします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任されるものとします。

独立委員会は、下記3.(2)に定める不発動勧告決議、下記3.(3)に定める株主意思確認総会の招集に関する勧告、その他本対応方針に関する事項で当社取締役会から諮問を受けた事項に係る審議・決定を行うことができるとします。独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができるとします(但し、不発動勧告決議は独立委員全員の一致によるものとします。)

3. 大規模買付ルールとして、大規模買付行為を行おうとする者(以下「大規模買付者」といいます。)は、下記3.(1)に定める手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ情報提出手続等を経て、当社取締役会が下記3.(4)に定めるところに従い不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。「不発動決議

とは、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為に対して対抗措置を発動しない旨の取締役会決議をいいます。

- (1) 大規模買付者は、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式による意向表明書(以下「大規模買付意向表明書」といいます。)を当社に対して提出するものとします。大規模買付意向表明書には、取締役会が定める情報等を記載するものとします。

取締役会は、提出された大規模買付行為に関する情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に大規模買付行為に関する情報を提出するよう求めることができるものとします。この場合、大規模買付者においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提出するものとします。

当社取締役会は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、独立委員会による検討を開始するのが適当であると合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼することとします。

独立委員会は、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知してから原則として60日(初日不算入)(但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等のすべての買収を目的とする大規模買付行為以外に関しては90日(初日不算入))が経過するまで(以下「独立委員会検討期間」といいます。)に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者に関する情報収集、及び取締役会等の提供する代替案の検討等を行うものとします。独立委員会は、その裁量において、直接又は取締役会に委任した上で、当該大規模買付者等と当該大規模買付行為の内容等について協議・交渉等を行うことができるものとします。大規模買付者は、独立委員会が、直接又は取締役会に委任した上で、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会は、合理的必要性があると認めた場合には、大規模買付行為の内容に関する情報収集や検討等に必要とされる合理的な範囲内で、30日(初日不算入)を上限として独立委員会検討期間を延長することができるものとします。

- (2) 独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社の中長期的な企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、取締役会に対して、不発動決議を行うべき旨を勧告する決議(以下「不発動勧告決議」といいます。)を行うものとします。「大規模買付行為が当社の中長期的な企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合」とは、当該大規模買付行為が次の①ないし⑩のいずれの場合にも該当するおそれなく且つ当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うことが、合理的根拠をもって示された場合とします。

- ① 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価を釣り上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている若しくは行おうとしている場合(いわゆるグリーンメイラー)又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- ② 大規模買付行為の目的が、主として当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させることにある場合
- ③ 大規模買付行為の実行後に、当社又は当社グループ会社の資産の全部又は重要な一部を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、大規模買付行為を行おうとする場合

- ④ 大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、(工場その他の)設備、知的財産権又は有価証券等の高価資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか又はかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高価売り抜けをする点にある場合
 - ⑤ 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合
 - ⑥ 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される、株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
 - ⑦ 大規模買付者による支配権の取得により、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の源泉をなす重要な経営資源(独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等)を不当に害することで大規模買付者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為である場合
 - ⑧ 大規模買付行為が実行された場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付行為が実行されない場合の当社の企業価値と比べ、劣後する場合
 - ⑨ 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の主要株主として不適切である場合
 - ⑩ 大規模買付行為について検討等を行うために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること
- (3) 独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。また、この場合当社は、提出を受けた大規模買付行為に関する情報の概要、当社取締役会による代替案、及び当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等、当社取締役会が株主の皆様の判断に資する情報として適切と判断する事項、株主の中で議決権を行使できる者の範囲、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、開示いたします。
- なお、株主意思確認総会を開催するために、取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日(以下「議決権基準日」といいます。)を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとし、当該議決権基準日の設定にかかわらず、独立委員会検討期間経過時点で、当社定時株主総会その他の株主総会において議決権を行使することのできる株主の確定に関する基準日が予め定められている場合であって、当該株主総会において当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思の確認を求めることが合理的に可能かつ適切であると取締役会が判断した場合には、当該株主総会を株主意思確認総会として取り扱うことができます。
- 株主意思確認総会の決議は、出席した議決権を有する株主の議決権の過半数によって決するものとします。
- (4) 取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、独立委員会の当該勧告を最大限尊重し、不発動決議を行うことについて取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとし、
- 取締役会は、上記3.(3)に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとし、

- (5) 取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本新株予約権の無償割当てその他の手段をとることとします。但し、本新株予約権の無償割当ての基準日前の日で取締役会が定める日までに大規模買付行為を行った者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合(これに準ずる特段の事情が生じたこと取締役会が認めた場合を含みます。)には、取締役会は当該無償割当てを中止し、その効力を生じさせないことができることとします。
4. 本定時株主総会の承認決議(以下「本株主総会承認」といいます。)は、2029年6月30日までに開催される当社第85回定時株主総会の終結の時までを有効期間とします(但し、その時点で大規模買付者が出現している場合には、当該大規模買付者に対する措置としてその効力が存続します。)。当社取締役会は、本株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、本株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うことができることとします。本株主総会承認の効力は当該有効期間内に行われる本新株予約権の無償割当て等に関する各取締役会決議に及びます。

以 上

(ご参考) 2026年5月15日プレスリリース資料

当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収への対応方針）の継続について

当社は、2023年5月11日開催の取締役会において、当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）（以下「旧対応方針」といいます。）の継続を決議し、同年6月28日開催の当社第79回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を頂きました。旧対応方針の有効期間は、2026年6月25日開催予定の当社第82回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）の終結の時までとなっております。

当社は、旧対応方針の有効期間満了に先立ち、2026年5月15日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）に照らして、旧対応方針の内容を一部改定した上、継続すること（以下、改定後の当社株式に対する大規模買付行為への対応方針を「本対応方針」といいます。）を決議いたしましたので、ここにお知らせいたします。なお、本対応方針の改定は本日付で効力を生ずるものの、本対応方針については、本定時株主総会において株主の皆様のご承認（出席株主（議決権を行使できる株主に限られ、議決権行使書及び電磁的方法による出席も含まれます。）の議決権の過半数の決議により行われるものとし、本定時株主総会における当該承認を以下「本株主総会承認」といいます。）を得ることとし、本株主総会承認が得られなかった場合には、本対応方針は本定時株主総会の終結時をもって失効することといたします。

旧対応方針からの主な改定は以下のとおりです。

- ・「大規模買付行為」、「特定株主グループ」などの定義の整理・明確化を行いました。
- ・金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第32号）による改正が本年5月1日に施行されたこと等に伴い、大規模買付行為に関する提出情報の明確化等の所要の修正を行いました。

なお、現時点において当社は、当社株式について、大規模買付行為を行う旨の提案等を受領しておりません。

(1) 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合に、これを受け入れるか否かの最終的な判断はその時点における株主の皆様にご委ねられるべきものと考えています。

当社は羽田空港において、航空系事業として国内線ターミナルの建設、管理運営を行い、2018年4月には東京国際空港ターミナル株式会社を連結子会社化し、国内線・国際線ターミナルを一体的に運用することで、より一層の効率的なターミナル運営会社として事業を行っております。一方、非航空系事業として、羽田空港、成田国際空港、関西国際空港並びに中部国際空港において物品販売業等を営み、その収益を基盤として航空業界の急速な発展に即応したターミナルビルの拡充整備に努めており、また、これまで培ったノウハウを活かした空港外での事業展開を図ってまいりました。そのため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、旅客ターミナル事業の有する高度の安全性と公共性についての適切な認識に加え、当社の企業価値の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）への理解が不可欠であると考えます。

当社は日本の空の玄関口・乗継の結節点である羽田空港全体の最適化を通じて、日本全体の移動・人流を活

性化し、日本の航空旅客数の最大化を通じ、全てのステークホルダーへの提供価値の最大化を図ってまいります。そして今後も、我が国の経済成長および地域活性化において羽田空港が重要な役割を担うことを踏まえ、中長期的な企業価値向上と持続的成長の実現に向け、中期経営計画を着実に実行してまいります。

こうした中、当社は、当社の事業活動や事業方針等を株主及び投資家の皆様にご理解いただくようIR活動に努めておりますものの、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）が突然現れた場合に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に与える影響について株主の皆様が短期間の内に適切に判断するためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から、大規模買付行為が当社に与える影響や、大規模買付者が計画する当社の経営に参画した場合の経営方針、事業計画の内容等の情報が適切かつ十分に提供されることが不可欠と考えます。さらに、当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等の提示は、株主の皆様の判断に資するものであると考えます。

以上を考慮した結果、当社としましては、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者において、株主の皆様の判断のために、当社が設定して事前に開示する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。その詳細については、(3)③をご参照ください。）に従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供していただく必要があると考えております。また、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することとなる悪質な当社株式の大規模買付行為を防止するため、大規模買付者に対して相応の質問や大規模買付者の提案内容等の改善を要求し、あるいは株主の皆様にもメリットのある相当な代替案が提示される機会を確保し、さらには当該大規模買付ルールを遵守しない大規模買付行為に対しては企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上の観点から相当な措置がとられる必要があると考えております。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、会社の支配に関する基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記(3)で記載するもののほか、以下の取り組みを行い、企業価値ひいては株主共同の利益の維持・向上に努めております。

① 中期経営計画に基づく取り組み

当社は、旅客ターミナルビルにおける絶対安全の確立のため、さらなる安全対策強化に全力を傾注するとともに、お客様本位の旅客ターミナルビルの運営を目指し、当社グループCS理念「訪れる人に安らぎを、去り行く人にしあわせを」の下、顧客第一主義を徹底するほか、積極的な人材育成を図り、全社を挙げて一層のサービス向上、さらなる収益の向上に努めております。

今般、当社グループは、2026年度を初年度とする新たな中期経営計画の策定にあたり、あらためて長期ビジョンの検討を行いました。戦後の国家財政窮乏下、政府に代わり、民間資本による旅客ターミナルの建設、管理・運営を通じて日本の国益に貢献するという原点に立ち返り、日本の空の玄関口・乗継の結節点である羽田空港全体の最適化を通じて、日本全体の移動・人流を活性化し、「日本の航空旅客数最大化に貢献する空港」という、目指すべき将来像を設定いたしました。これを実現するための取り組みの方向性として、「首都圏空港の最大活用」、「アジアの経済成長の取込」、「国内移動需要の創造」の3点を掲げ、今後の当社グループの新たな長期ビジョンを、『“需要享受型”の空港ターミナル会社から、“需要創造型”の空港の要(Anchor Role)となって共創を実現し、その成果を日本全国へ広げる存在』として再定義いたしました。

当社が「要」の役割を果たし、共創・全体最適による価値創造に取り組み、日本の航空旅客数最大化への貢献を通じ、全ステークホルダーへの提供価値の最大化を図ってまいります。

2026-2030年度の新中期経営計画期間は、長期ビジョン実現に向けた「企業変革期」と位置づけ、安定需

要下における質的成長により、将来の大規模投資に備えたキャッシュ・フロー創出力を強化し、日本全体の航空需要創造へ能動的に貢献する企業、「空港の要（Anchor Role）」へと変革を遂げるために、今後の持続的な成長を目指してまいります。

新中期経営計画では、まず、2030年に目指す姿を、全てのステークホルダーから信頼される「羽田空港の要」と定義し、ステークホルダー起点でマテリアリティを再編し、「キャッシュ・フロー創出力の強化」と「関係者牽引力の強化」を取り組みの方向性として掲げ、3つの中核戦略「効率」、「付加価値」、「共創」により実現します。

「効率」では、資本コスト経営を推進し、経営資源を成長分野へ重点投下します。投資採算規律を明確化し、不採算事業の整理やグループ機能の再編、非事業用資産の圧縮を進め、資産効率を改善することで、新たな価値創造を促進するための筋肉質な経営体質を構築します。

「付加価値」では、旅客の通過動線や滞在時間、多様なニーズを柔軟に捉え、ターミナルでの“稼ぐ力”を強化いたします。第2ターミナルでは、内際一体での商業機能再配置を進め、乗継需要を取り込むほか、CRMの強化、ECサービス拡充や免税自販機の導入による待ち時間の圧縮と、滞在空間の魅力を増すことで顧客一人ひとりの満足度と消費単価を引き上げます。

「共創」では、個別企業ごとに点在している空港内のデータを統合・可視化し、精緻な予測に基づく対応・連携を可能とするプラットフォーム（Total Airport Management）の構築や、世界の航空会社から選ばれ続ける空港の必須条件として、脱炭素化を強力に推進し、自社の排出削減にとどまらず、ターミナル外へも貢献範囲を広げ、ステークホルダーと共に「空港GX（グリーントランスフォーメーション）」の実現を目指し、さらに、羽田周辺地域や日本の各地域との連携を深め、事業範囲を拡張することで、羽田空港ターミナル外での収益規模拡大を目指します。

これらの中核戦略を着実に実行し、企業変革を成し遂げる土台として、人財への投資を増やし、「自ら未来を切り拓く人財」を育成するべく、人的資本経営を強化します。空港運営の知識・経験を有し、全体最適を考え、柔軟な発想で自ら需要を創造できる人財集団へと進化することが、戦略遂行の原動力となります。この人的生産性の向上が、良質な顧客サービスと高い財務リターンをもたらす好循環の基盤となります。

また、成長投資と株主還元の両立を図るための資金配分方針については、事業活動によるキャッシュ創出と負債調達を最適に組み合わせ、大規模な投資を遂行しつつ、持続的な成長と利益還元の高いレベルでの実現を目指します。

当社グループは今後も、我が国の経済成長および地域活性化において羽田空港が重要な役割を担うことを踏まえ、中長期的な企業価値向上と持続的成長の実現に向け、同計画を着実に実行してまいります。

② コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

（ア）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社はコーポレート・ガバナンスが経営上重要な問題であるとの基本的認識に立ち、経営の透明性の確保を図るため、創業以来、社外役員を選任しております。当社は、従来監査役会設置会社でしたが、2022年6月24日開催の第78回定時株主総会における定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行しました。原則毎月1回開催される取締役会は、取締役15名（うち、常勤取締役7名、独立社外取締役6名を含む非常勤の社外取締役8名）で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。監査等委員会は常勤の監査等委員である取締役1名及び独立社外取締役3名から構成され、監査等委員である取締役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視できる体制となっております。

(イ) 会社の機関の内容

当社の取締役会は、非常勤の社外取締役8名を含む15名の取締役で構成されております。取締役会は原則毎月1回開催しており、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状況の監督機能を果たしております。また、常勤取締役及び執行役員等で構成される経営会議を原則毎週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議し、あわせて業務全般にわたる監理を行っております。

さらに、経営環境の変化に迅速に対応するため監査等委員を除く取締役及び執行役員の任期を1年にしております。

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員会は独立社外取締役3名を含む4名の取締役で構成されております。監査等委員である取締役は、取締役会やその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行の適法性、妥当性及び経営の透明性、健全性を監視しております。

これらに加え、報酬諮問委員会は、独立社外取締役及び常勤取締役で構成し、毎年複数回開催しており、取締役及び執行役員の報酬体系等についての透明性、妥当性及び客観性の確保を目的とし、取締役及び執行役員の報酬体系等に関し協議及び具申を行う取締役会の任意の諮問機関として設置しております。委員長は独立社外取締役が務めております。

また、指名諮問委員会は、独立社外取締役及び常勤取締役で構成し、毎年複数回開催しており、豊富な経験、高い見識、高度な専門性等を備えた人物を取締役候補者及び執行役員として選定することを基本方針とし、取締役候補者及び執行役員の指名についての協議及び具申を行う取締役会の任意の諮問機関として設置しております。委員長は独立社外取締役が務めております。

さらに、健全で透明性の高いガバナンス体制構築に向け、コーポレート・ガバナンス基本方針の適合性評価及び取締役会の実効性の評価と改善について協議し、取締役会への提言を行う、独立社外取締役を中心とした構成員からなる任意の委員会として、2025年7月1日付で、コーポレート・ガバナンス委員会を設置しております。

社外取締役の関係する会社と当社の間には、旅客ターミナルビルの賃貸、施設管理委託等の取引がありますが、いずれも会社間での一般的な取引であり、社外取締役個人が直接利害関係を有する取引はありません。

会計監査の状況につきましては、会社法及び金融商品取引法に基づく法定監査をEY新日本有限責任監査法人に依頼しており、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。

リスク管理につきましては、グループ全体でのリスク管理体制の高度化を図るため、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置しております。委員会では、重要性が高いリスク（優先リスク）を特定の上、その対応を決定し、対応状況の確認と効果検証を繰り返し見直す体制を整え、適宜取締役会に報告することで、リスク管理に関する監督を受ける体制となっております。

(ウ) 内部統制システムの整備の状況

当社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。

I. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- A) 当社グループにおけるコンプライアンス体制を確立するため、日本空港ビルグループコンプライアンス基本指針（以下「コンプライアンス基本指針」という。）により、役員及び使用人の行動規範を定めるとともに、コンプライアンス推進委員会規程に基づきコンプライアンス推進委員会を設置する等、その推進のための体制を整える。

- B) コンプライアンス通報窓口（通報制度）を設置し、違法行為等の発生防止と万一発生した時における会社への影響を極小化するための体制をとる。
 - C) コンプライアンス統括部門が中心となり、研修会・説明会を開催し、コンプライアンスの徹底を図る。
 - D) 取締役会規程及び経営会議規程を整備し、それらの会議体において各取締役の職務の執行状況について報告がなされる体制を整える。
 - E) 組織規程、就業規則等、法令及び定款に基づく各種社内規程を制定し、これに従い職務の執行がなされる体制を整える。
 - F) 内部監査部門において各部門における職務執行の状況を監査する体制を整える。
- II. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報について、文書管理に関する社内規則等に従い適切に保存及び管理を行う。
- III. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- A) リスク管理に係る体制を整備するため、当社グループ全体に関する損失の危険の管理に関する規程その他の体制に係わる基本規程を制定する。
 - B) リスク管理委員会は、リスク管理委員会規程に基づき、各部門から定期的にリスク情報を収集し、その情報をもとに優先して取り組むべきリスクを特定し、定期的に更新する。
 - C) 重要性が高いと評価されたリスクについては、リスク管理委員会において対応策をとりまとめ、定期的に進捗状況を確認するとともに、経営会議及び取締役会へ適宜報告する。
 - D) 内部監査部門は、リスク管理体制に係るプロセスの妥当性・適正性を監査し、必要に応じて各部門に改善提言を行い、監査等委員会へ適宜報告する。
- IV. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- A) 「取締役会」は、取締役会規程に基づき原則毎月1回、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況の監督機能を果たす。
 - B) 執行役員制度を導入し、監督と執行の分離及び意思決定の迅速化を図るとともに、執行機能の向上を図るため「経営会議」を設置する。「経営会議」は、経営会議規程に基づき常勤取締役及び執行役員等が出席し、原則毎週1回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本方針及び重要事項を審議し、あわせて業務全般にわたる監理を行う。
 - C) 取締役の職務の確実かつ効率的な運営を図るため、組織規程を定める。
 - D) 会社の業務執行に関する各職位の責任と権限を明確にし、会社業務の効率的・組織的運営を図ることを目的とし、職務権限規程を定める。
- V. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- A) 日本空港ビルグループ会社管理規程を制定し、当社によるグループ会社の管理、当社・グループ会社間の業務の適正に関する基本方針を定め、グループ会社の業務執行の適正を確保する体制を整える。
 - B) 当社は、グループとしての総合的な事業の進展とグループ会社の育成強化を目的にグループ経営会議を設置し、定期的な業務執行状況等の報告を受ける。
 - C) 当社及びグループ各社が社会のルールや倫理基準に沿った適切な行動をとるよう、コンプライアンス基本指針を策定するとともにコンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制（贈賄等の禁止、反社会的勢力との関係遮断等を含む。）を確立する。

- D) 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制報告制度に対応し、当社グループの財務報告の信頼性を確保する活動を推進する内部統制推進室を当社に設置して、財務報告に係る内部統制の充実を図る。
- E) 内部監査部門において、グループ各社の業務執行状況を監査する体制を整える。
- VI. 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告をするための体制
- A) 取締役、執行役員及び使用人は、内部統制に関する事項について監査等委員会に対し定期的に、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査等委員会は、必要に応じて取締役、執行役員及び使用人（子会社を含む。）に対して報告を求めることができるものとする。
- B) グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人又はこれらの者から内部統制に関する事項や重要事項等の報告を受けた当社の取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会に対して報告する。
- VII. 前項の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会への報告については、コンプライアンス基本指針及び日本空港ビルグループコンプライアンス通報窓口運用規程に基づき、コンプライアンスに係る通報等及び調査協力をした使用人等を保護し、報告を理由とした不利益な取扱いを禁止する。
- VIII. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- 監査等委員会室を設置し、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する。また、監査等委員会の職務を補助すべき者として、監査等特命役員を選定する。
- IX. 前項の取締役及び使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人を取締役から独立した役職に配置した場合には、その人事異動等に関して、監査等委員会と事前協議を行うこととする等により、取締役からの独立性を確保し監査等委員会の指示の実効性を確保する。
- X. 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理等を監査等委員が請求した場合は、会社は、監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に必要でないと認められるときを除き、これを拒むことができないものとする。
- XI. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- A) 監査等委員会の独立性を確保するとともに、監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見を交換し、必要と判断する要請を行う。
- B) 内部監査部門は、監査等委員会と緊密な連携を保ち、内部監査の計画及び結果を監査等委員会に報告する。
- C) 監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席できるものとする。
- D) 監査等委員は、重要な議事録、決裁書類等を常時閲覧できるものとする。
- E) 取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会又は監査等委員からの調査又はヒアリング依頼に対し

協力するものとする。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、(1) で述べた会社の支配に関する基本方針に照らし、大規模買付行為が行われる場合に関して以下のとおり大規模買付ルールを定めることとし、かつ、大規模買付者が当該ルールを遵守しなかった場合における対抗措置の発動に係る手続について定めることとします。これをもって、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みといたします。

① 本対応方針に関する取締役会決議

当社は、本日の取締役会において、本対応方針を本定時株主総会終結時以降も継続する旨の決議を行いました。

(1) で述べましたとおり、大規模買付行為が行われるに際しては、株主の皆様判断のために、大規模買付ルールに従って、大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報が事前に提供され、相当な検討期間と交渉力が確保されることが重要であると当社は考えております。当社取締役会は、必要と認めれば、大規模買付者に対する買収条件の改善要求や大規模買付者の提案の問題点の指摘、当社取締役会としての株主の皆様に対する代替案の提示等も行います。かかるプロセスを経ることにより、当社株主の皆様は、必要かつ十分な情報を踏まえた上で、大規模買付者の提案や代替案が提示された場合にはその代替案を検討することが可能となり、また、下記③(オ)に定める株主意思確認総会の場において株主の皆様の意思を確認する機会が設けられることにより、大規模買付行為に対する最終的な応否を自ら決定する機会が適正に確保されることとなります。

本対応方針において対抗措置として想定されております特定株主グループ(末尾(注2)をご参照ください。)の行使に制約が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当ての概要は、別紙1記載のとおりです。本新株予約権の無償割当てに関する内容を可能な範囲で予め開示しておくことで、予測可能性の観点から株主及び投資家の皆様の利益に資するものと考えております。本新株予約権の無償割当ては、下記③(キ)のとおり、不発動決議を得ない大規模買付行為が現に行われた場合にはじめてその効力が生じるものですので、現時点で本新株予約権が実際に発行されるものではありません。

また、当社は、本対応方針に関して当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

② 独立委員会の設置

大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を害するものか否かの検討・審議を行い、大規模買付行為に関する当社取締役会の判断及び対応の公正を担保する機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。独立委員会規程の概要及び委員の氏名・略歴は別紙2、別紙3に記載のとおりです。

当社取締役会は、下記③に定めるとおり、大規模買付行為が開始された場合に当該大規模買付行為との関係では対抗措置を発動しない旨の決議(以下「不発動決議」といいます。)の是非について独立委員会に諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとし、

③ 大規模買付ルール

大規模買付ルールとして、大規模買付者は、次に定める手続きに従い情報提出等を行うものとし、かつ、情

報提出手続等を経て、当社取締役会が下記③（カ）に定めるところに従い不発動決議を行うまで、大規模買付行為を行わないこととします。

(ア) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の当社所定の書式による意向表明書（以下「大規模買付意向表明書」といいます。）を事前に当社に対して提出して頂きます。大規模買付者は、大規模買付意向表明書、下記③（イ）の大規模買付行為に関する情報等の関係書類を日本語で提出するものとします。

大規模買付意向表明書には、別紙4に定める情報等を記載して頂きます。なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本及び定款の写し等、大規模買付者の存在を証明する書類等を添付して頂きます。

当社は、大規模買付意向表明書が提出された場合には、適用ある法令及び上場規則の規定に則り、適切に開示を行っていく予定です。

(イ) 大規模買付行為に関する情報の提出

当社取締役会は、提出された大規模買付行為に関する情報が不十分であると判断した場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に大規模買付行為に関する情報を提出するよう求めることがあります。この場合、大規模買付者においては、当該期限までにかかる情報を追加的に提出して頂きます。

また必要に応じて、ご提出頂いた情報の一部又は全部を、株主の皆様が開示いたします。

(ウ) 独立委員会による検討開始に係る通知

当社は、当該大規模買付行為に関する情報の提出が完了したと認められる場合等、大規模買付者の情報リストに基づく情報の提出状況その他具体的状況を踏まえ、独立委員会による検討を開始するのが適当と合理的に判断される場合には、独立委員会による検討を開始する旨を大規模買付者に通知しその旨を開示するとともに、大規模買付行為に関する情報を独立委員会に提出し、独立委員会による検討の開始を依頼いたします。

(エ) 独立委員会による検討及び不発動勧告決議

独立委員会は、当社取締役会が大規模買付者に対する上記③（ウ）の通知を行ってから原則として60日（初日不算入）（但し、円貨の金銭のみを買付対価とする当社株券等のすべての買収を目的とする大規模買付行為以外に関しては90日（初日不算入））が経過するまで（以下「独立委員会検討期間」といいます。）に、大規模買付行為の内容の検討、大規模買付者に関する情報収集、及び当社取締役会等の提供する代替案の検討等を行います。

また、独立委員会は、その裁量において、直接又は当社取締役会に委任した上で、当該大規模買付者等と当該大規模買付行為の内容について協議・交渉等を行うことができます。

なお、独立委員会は、合理的な必要性があると認めた場合には、大規模買付行為の内容に関する情報収集や検討等に必要とされる合理的な範囲内で、30日（初日不算入）を上限として独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます（但し、当該延長の期間及びその理由について、開示いたします。）。

独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

大規模買付者は、独立委員会が、直接又は当社取締役会に委任した上で、検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。独立委員会は、当該大規模買付行為に関する情報の検討等の結果、全員一致の決議により、当該大規模買付行為が当社の中長期的な企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合（別紙5をご参照

ください。)には、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、不発動決議を行うべき旨を勧告する決議（以下「不発動勧告決議」といいます。）を行うものとします。なお、独立委員会は、当社取締役会を通じて、不発動勧告決議の概要その他独立委員会が適切と判断する事項について、決議後速やかに情報開示を行います。

(オ) 株主総会における株主意思確認

独立委員会は、独立委員会検討期間内に不発動勧告決議を行うに至らなかった場合には、当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催する旨を勧告することとし、かかる勧告を受けて当社取締役会は、株主意思確認総会の招集を速やかに決定するものとします。また、この場合当社は、提出を受けた大規模買付行為に関する情報の概要、当社取締役会による代替案、及び当該大規模買付行為に関する当社取締役会による検討結果等、当社取締役会が株主の皆様の判断に資する情報として適切と判断する事項、株主の中で議決権を行使できる者の範囲、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、開示いたします。

なお、株主意思確認総会を開催するために、当社取締役会は、当該株主総会において議決権を行使できる株主を確定するための基準日（以下「議決権基準日」といいます。）を定め、当該基準日の2週間前までに公告を行うものとします。

上記議決権基準日の設定にかかわらず、独立委員会検討期間経過時点で、当社定時株主総会その他の株主総会において議決権を行使することのできる株主の確定に関する基準日が既に定められている場合であって、当該株主総会において当該大規模買付行為に対する対抗措置に係る株主の皆様の意思の確認を求めることが合理的に可能かつ適切であると当社取締役会が判断した場合には、当該株主総会を株主意思確認総会として取り扱うことができるものとします。

株主意思確認総会の決議は、出席した議決権を有する株主の議決権の過半数によって決するものとします。

(カ) 取締役会の不発動決議

当社取締役会は、独立委員会が当該大規模買付行為について不発動決議を行うべき旨勧告した場合、独立委員会の当該勧告を最大限尊重し、不発動決議を行うことについて取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情が存しない限り、不発動決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、上記③（オ）に定める株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、不発動決議を速やかに行うものとします。

(キ) 大規模買付ルールに従わない大規模買付行為に対する対抗措置の発動

当社取締役会が不発動決議を行うまで、大規模買付者は、大規模買付行為を行ってはならないものとします。当社取締役会は、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われ対抗措置の発動が相当である場合、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として、本対応方針に基づく対抗措置を行うものとします。本対応方針の対抗措置としては、本新株予約権の無償割当てその他の法令及び当社の定款上許容される手段を想定しております。

なお、大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が行われた場合であっても、本新株予約権の無償割当ての基準日（以下「無償割当基準日」といいます。）前の日で当社取締役会が定める日までに大規模買付行為を行った者の株券等保有割合が20%を下回ったことが明らかになった場合（これに準ずる特段の事情が生じたとき当社取締役会が認めた場合を含みます。）には、当社取締役会は当該無償割当てを中止し、その効力を生じさせないことができます。この場合、当該無償割当て中止までの間に希釈化を前提とした売買を行った投資家は、株価の変動により損害を被ることがありますが、投資家の皆様に与える影響を勘案いたしまして、無償割

当基準日の3営業日前の日以降における本新株予約権の無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておりません。

④ 株主・投資家に与える影響

本対応方針は、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断されるために必要な情報を提供し、さらには、当社株主の皆様が大規模買付行為に係るより良い提案や、当社取締役会等による代替案の提示を受ける機会を保証するための相応の検討時間・交渉力等が確保されることを目的としています。これにより、当社株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為への応諾その他の選択肢について適切な判断をされることが可能となり、そのことが当社株主全体の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、本対応方針の設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断をなされる上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

今後、大規模買付意向表明書が提出された場合や当社株主の皆様及び投資家の方々に影響を与える事象が生じた場合等には、その旨について適用ある法令及び上場規則に基づき適時かつ適切に開示を行っていく予定です。

なお、本新株予約権の無償割当てによる対抗措置を発動する場合、本新株予約権が株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、新株予約権の割当ての申込みに伴う失権者が生じることはありません。また別紙1のとおり、本新株予約権を当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することも可能としております。なお、無償割当基準日の3営業日前の日以降における本新株予約権の無償割当ての中止や割り当てた本新株予約権の無償取得は予定しておりません。

本対応方針決議が行われた現時点において、株主・投資家の皆様に必要な手続等はございません。仮に大規模買付ルールに従わない大規模買付行為が現に行われた場合には、株主の皆様において会社法等の規定に従い、所定の手続きを行っていただくことが必要となり、本新株予約権の行使にはさらに行使価格相当額の払込みを所定の期間内に行っていただくことが必要となりますが、これらの場合には、当社株主の皆様、投資家の方々及びその他の関係者に不測の損害が生じることはないよう、適用ある法令及び上場規則に基づき適時かつ適切に開示を行う等、適切な方法で対処する予定です。但し、上記のとおり本新株予約権の強制取得が行われる場合には、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式が自動的に交付されますので、株主の皆様は本新株予約権の行使手続をとっていただく必要はございません。なお、特定株主グループに該当しないことを確認させていただくための合理的手続を定めることを予定しております。

⑤ その他

本対応方針に対する本株主総会承認は、本定時株主総会から3年（すなわち2029年6月30日までに開催される当社第85回定時株主総会の終結の時まで）を有効期間とします（但し、その時点で大規模買付者が出現している場合には、当該大規模買付者に対する措置としてその効力が存続するものとします）。当社取締役会は、3年が経過した時点で、改めて本対応方針に関する株主意思の確認を行い、株主の皆様にご判断いただくことを予定しております。当社取締役会は、本株主総会承認の有効期間中、関連する法制度の動向その他当社を取り巻く様々な状況を勘案して、本株主総会承認の趣旨の範囲内で、本対応方針の細目その他必要な事項の決定や修正等を行うこととします。

本対応方針は、株主意思確認総会において対抗措置を発動すべきでない旨の株主意思が示された場合、当社取締役会は不発動決議を速やかに行うものとしております。また、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任される委員により構成される独立委

員会が、株主意思確認総会の招集に先立つ独立委員会検討期間内において、当該大規模買付行為が当社の中長期的な企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認め不発動勧告決議を行った場合には、当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、速やかに同勧告決議に従い不発動決議を行うこととしています。このように、取締役の地位の維持等を目的とした恣意的な発動を防止するための仕組みを本対応方針は確保しております。

さらに、当社は、取締役の解任決議要件の普通決議からの加重も行っておりません。本対応方針は、大規模買付者が自己の指名する取締役を当社株主総会の普通決議により選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、廃止させることが可能です。従って、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、期差任期制を採用していないため、本対応方針はスローハンド型（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針の定める適法性の要件及び合理性の要件を完全に充足しています。また、経済産業省企業価値研究会の2008年6月30日付報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容にも合致しております。さらに、経済産業省公正な買収の在り方に関する研究会2023年8月31日付報告書「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の提示する企業価値・株主共同の利益の原則、株主意思の原則、透明性の原則に則っております。

本対応方針は、2026年5月15日に開催された当社取締役会において、監査等委員である取締役を含む全取締役の賛成により決定されております。

なお、金融商品取引法（昭和23年4月13日法律第25号。その後の改正を含む。）の規定に依拠して定義されている用語については、同法に改正がなされた場合には、同改正後の規定において相当する用語に読み替えられるものとします。また、本対応方針で引用する法令の規定は、2026年5月15日現在施行されている規定を前提にしたものであり、同日以降、法令の改廃により上記各項に定める条項又は用語に修正を加える必要が生じた場合には、当社取締役会において、当該改廃の趣旨を踏まえて、適宜合理的範囲内で読み替えることができるものとします。

以上

(注1) 本対応方針において「大規模買付行為」とは、次の①又は②のいずれかに該当する行為をいいます。但し、予め当社取締役会が承認する行為については除かれるものとします。なお、以下の株券等保有割合又は株券等所有割合等の算出に当たり、総議決権（金融商品取引法第27条の2第8項）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項）等について、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書等のうち直近に提出されたもの等を参照することができるものとします。

- ① 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項。以下別段の定めがない限り同じ。）について、保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者で、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項。以下同じ。）が20%以上となる、買付け等（株券等（金融商品取引法第27条の2第1項）の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。）その他これに準ずる行為として当社取締役会が定めるもの(※)

※ 当社取締役会が、本日付で、買付け等に「準ずる行為として当社取締役会が定めるもの」として決議した内容は以下のとおりです。

下記(i)及び(ii)のいずれかに該当する行為。なお、下記(i)及び(ii)にかかわらず、当社が行う株券等の発行又は自己の有する株券等の処分(当社が行う合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式交付に伴って行われるものを含む。)による当社の株券等の取得行為は含まれない。他方、当社の行った自己株式の消却その他当社取締役会が定める行為のみに起因して株券等保有割合が20%以上となった場合、その者の株券等保有割合が当該行為以外の態様によってその後1%以上増加することとなる行為は含まれる。

(i) 買付け等以外の取得等の行為(金融商品取引法第27条の23第1項又は第3項に規定される「保有者」に該当することとなる行為を含む。)

(ii) 第三者が自己の共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。なお、同法第27条の2第7項に定義される特別関係者は、本①に掲げる行為において、当該保有者の共同保有者とみなす(株券等保有割合の計算においても同様とする。)。以下同じ。)に該当する関係(特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項)に該当する関係を含む。)の組成

② 金融商品取引法第27条の2第1項本文に規定される「買付け等」(株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の買付けその他の有償の譲受け及びこれに類するものとして金融商品取引法施行令第6条第3項に定める行為をいいます。)の後の株券等所有割合(金融商品取引法第27条の2第8項。但し、公開買付者(金融商品取引法第27条の3第2項)の特別関係者(金融商品取引法第27条の2第7項)の株券等所有割合との合計とします。)が20%以上となる当社の株券等(金融商品取引法第27条の2第1項)の公開買付けの開始行為(「買付け等の後の株券等所有割合」は当該公開買付けの公開買付届出書の記載によって判定されることを基本とし、公開買付開始公告が行われた日の翌営業日が到来したことをもって「大規模買付行為を行った」ものとします。)

(注2) 本対応方針において「特定株主グループ」とは(a)当社の株券等の保有者で、不発動決議を得ない上記(注1)①の大規模買付行為が行われたことによって株券等保有割合が20%以上となった者(以下「特定大規模買付者①」といいます。)及び上記(注1)②の大規模買付行為を行った者で当該大規模買付行為を行った時点までに不発動決議を得なかった者(以下「特定大規模買付者②」といい、特定大規模買付者①及び特定大規模買付者②を総称して、以下「特定大規模買付者」といいます。)並びに(b)特定大規模買付者①の共同保有者(特定大規模買付者①の特別関係者を含みます。)、(c)特定大規模買付者②の特別関係者及び(d)これらに準ずる者として当社取締役会が定める者(※※)とします。但し、当社、当社の子会社、従業員持株会及びこれらに準ずる者として当社取締役会が定める者は、「特定大規模買付者①」、「特定大規模買付者②」、「特定大規模買付者」には該当しないものとします。

※※ 当社取締役会が、本日付で、上記(d)「これらに準ずる者として当社取締役会が定める者」として決議した内容は以下のとおりです。

以下のいずれかに該当すると当社取締役会が独立委員会の諮問を経て合理的に認めたる

(i) 上記(注2)(a)ないし(c)に該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者

(ii) 上記(注2)(a)ないし(c)又は上記(i)に該当する者の「関連者」。「関連者」とは、(ア)

実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者、又は(イ)当社の株券等に関する名義貸し若しくは借株、又は本新株予約権の行使若しくは取得により将来発行される当社株券等の移転その他特定大規模買付者に課される大規模買付ルール of 制約を潜脱する特段の合意を上記(注2)(a)ないし(c)又は上記(i)に該当する者との間で行っている者をいう。組合その他のファンドに係る「関連者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情も勘案される。

以 上

新株予約権の無償割当てに関する概要

一 本新株予約権の主な内容

- 1 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式
- 2 本新株予約権の目的となる株式の数
本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数は、2 株以下で当社取締役会が別途定める数とします。
- 3 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1 円に各新株予約権の目的となる株式の数を乗じた額とします。
- 4 本新株予約権を行使することができる期間
無償割当効力発生日以後の日から開始する当社取締役会が別途定める一定の期間
- 5 行使条件
 - (1) 特定株主グループが保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。
 - (2) 当社は、上記(1)の実効性を確保するため、特定株主グループに該当しないこと（特定株主グループのために本新株予約権を行使するものではないことを含みます。）を確認するための合理的手続を定めることができます。
 - (3) 適用ある外国の証券法その他の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- 6 譲渡承認
譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会（又は会社法第265条第 1 項但書の規定に従い当社取締役会が定める機関）の承認を要します。
- 7 取得条項
 - (1) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で上記 5 (1)(2)の規定に従い行使可能な（すなわち特定株主グループに該当しない者が保有する）もの（上記 5 (3)に該当する者が保有する本新株予約権を含みます。下記 7 (2)において「行使適格本新株予約権」といいます。）について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権 1 個あたりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を交付して取得することができます。
 - (2) 当社は、無償割当効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外の本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で特定株主グループの行使に制約が付されたもの（譲渡承認その他当社取締役会が定める内容のものとしします。）を交付して取得することができます。なお、当該取得の対価として現金の交付は行わないものとしします。

8 端 数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

9 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

二 本新株予約権の無償割当ての主な内容

1 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとし、割り当てる本新株予約権の総数は、無償割当基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社の有する普通株式の数を除きます。）とします。

2 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

無償割当基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された全普通株主（但し、当社を除きます。）とします。

3 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当ての効力発生日は、無償割当基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役及び(ii)社外有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議をもって選任する。
- ・ 独立委員会の委員の数は、3名以上とする。
- ・ 独立委員会の委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。
- ・ 独立委員会は、不発動勧告決議、株主意思確認総会の招集に関する勧告を行う。このほか、本対応方針に関する事項で当社取締役会から諮問を受けた事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する場合がある。独立委員会の各委員は、決議を行うにあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者に対し、大規模買付行為に関する情報の内容が不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、大規模買付者から大規模買付行為に関する情報及び独立委員会が追加提出を求めた情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、大規模買付者の買付けの内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
- ・ 独立委員会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上という観点から当該大規模買付行為の内容を改善させるために、その裁量において、直接又は当社取締役会に委任した上で、当該大規模買付者と協議・交渉を行うことができる。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した外部専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
- ・ 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。但し、不発動勧告決議は独立委員全員の一致によるものとする。

以上

独立委員会の委員の氏名・略歴

柿崎 環 氏

1961年 生まれ
 2009年 4月 東洋大学専門職大学院法務研究科教授
 2012年 4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授
 2014年 4月 明治大学法学部教授（現任）
 2017年 6月 当社社外監査役
 2020年 6月 京浜急行電鉄株式会社社外取締役（現任）
 2021年 6月 株式会社秋田銀行社外取締役（現任）
 2022年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

岩崎 賢二 氏

1955年 生まれ
 2010年 6月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役
 2014年 4月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役
 2017年 4月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
 東京海上ホールディングス株式会社副社長執行役員
 2017年 6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長
 東京海上ホールディングス株式会社取締役副社長
 2018年 6月 一般社団法人 日本損害保険協会専務理事
 2022年 6月 総合警備保障株式会社（現ALSOK株式会社）社外取締役（現任）
 2023年 6月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）

木村 恵司 氏

1947年 生まれ
 2005年 6月 三菱地所株式会社代表取締役社長
 2011年 4月 三菱地所株式会社代表取締役会長
 2016年 6月 三菱地所株式会社取締役会長
 2017年 4月 三菱地所株式会社取締役
 2017年 6月 三菱地所株式会社特別顧問（現任）
 2018年 6月 株式会社マツモトキヨシホールディングス（現株式会社マツキヨココカラ&カンパニー）社外取締役（現任）
 2019年 6月 一般社団法人日本ビルディング協会連合会会長（現任）
 2019年 6月 当社社外取締役（現任）

※本定時株主総会において、須藤修氏が取締役として選任された場合には、木村恵司氏に代わり、須藤修氏が独立委員に就任する予定です。須藤修氏の略歴は以下のとおりです。

須藤 修 氏

1952年 生まれ
 1983年 4月 東京八重洲法律事務所パートナー
 1993年 4月 あさひ法律事務所創設・パートナー
 1999年 6月 須藤・高井法律事務所開設・パートナー
 2016年 5月 須藤総合法律事務所開設・パートナー（現任）
 2016年 6月 株式会社プロネクサス社外監査役（現任）
 2016年 6月 京浜急行電鉄株式会社社外監査役
 2025年 6月 当社社外取締役（現任）
 2025年 6月 京浜急行電鉄株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

情報リスト

1 大規模買付者グループ¹の概要

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地
- (2) 沿革
- (3) 資本金の額又は出資金の額その他資本構成及び発行済株券等の総数
- (4) 代表者及び役員（これらの役員と同等以上の支配力を有するものと認められるものを含む。）（組合その他のファンドの場合は役員に相当する社員その他構成員）の役職及び氏名、職歴（兼任先を含む。）及び所有する株券等の数
- (5) 会社等の目的及び事業の内容（当社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）
- (6) 直近2事業年度の財政状態及び経営成績その他の経理の状況
- (7) 国内連絡先
- (8) 設立準拠法
- (9) 大株主又は大口出資者（所有する株券等又は出資割合上位10名）の概要
- (10) 大規模買付者を実質的に支配する者がいる場合の当該支配者の概要
- (11) 反社会的勢力及びテロ関連組織との関連性に関する情報並びにこれらに対する対処方針
- (12) 過去10年以内における法令違反や法令遵守に関する監督官庁からの指導等の有無（及びそれが存する場合にはその概要）
- (13) 外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報
- (14) 出資先及び出資先に対する出資割合、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細
- (15) 内部統制システム（グループ内部統制システムを含む。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無及び状況
- (16) 大規模買付者と共同保有者等との関係（資本関係、取引関係、役職員の兼任その他の人的関係、契約関係、及びこれらの関係の沿革、共同して当該株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している場合には当該合意の内容を含む。）の概略

2 当社株券等に関する情報

- (1) 大規模買付者グループの各主体が現に保有する当社株券等の数（取得請求権付株式、取得条項付株式の場合は転換前と転換後の当社株券等の数）及び株券等保有割合（特別関係者に該当する保有者がいる場合、当該保有者の保有分を含む。）
- (2) 大規模買付意向表明書の提出前60日間における当社株券等の取引状況
- (3) 大規模買付者グループが既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、オプションに係る契約、売戻し契約、買戻し契約、売買の予約その他の将来の当社株券等の移動に関する重要な契約又は取決めがある場合には、その契約の種類（貸借契約の場合には、貸借の別を含む。）、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容

- (4) 大規模買付者グループが当社株券等に関するデリバティブ取引を行っている場合にはデリバティブ取引の種類、相手方、決済日又は権利行使期間若しくは取引期間等当該デリバティブ取引の内容、デリバティブ取引の相手方から株券等を取得する目的の有無、当社に対して重要提案行為等を行う目的の有無、デリバティブ取引の相手方が保有する議決権の行使に影響を及ぼす目的の有無

3 大規模買付行為を行うに際して大規模買付ルールに定める手続を遵守する旨の誓約文言

4 企図する大規模買付行為の概要

- (1) 大規模買付行為により取得等を予定する当社株券等の種類及び数
- (2) 大規模買付行為を行う者及び株券等保有割合又は株券等所有割合が20%以上となる者の特定（複数いる場合には全員）
- (3) 買収対価の種類、金額、算定根拠（算定の前提となる事実・仮定条件、予想されるシナジーの額及びその算定根拠等）、第三者（以下「算定機関」といいます。）から当社株券等の価値に関する評価書、意見書その他これらに類するもの（以下「算定書等」といいます。）を取得した場合には、算定機関の氏名又は名称、算定機関の独立性に関する事項、算定書等の内容
- (4) 買収資金の裏付けに関する事項（資金の調達方法、調達を行うための条件、関連する取引の仕組み、買収資金の提供者（実質的提供者を含む。）の名称及び資本構成等、調達先が金融機関以外の者である場合には、当該調達先が資金を有すること又は調達することができることを確認した結果及びその確認の方法を含む。）
- (5) 買収方法の適法性
- (6) 大規模買付行為が実行される時期及び確実性
- (7) 大規模買付行為が買付け等以外の態様の場合の当該行為の内容の詳細
- (8) 大規模買付行為の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為後の当社株券等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項）その他の目的がある場合にはその旨及び内容（これらの行為の具体的な内容、行為の時期、行為を行う条件、行為の目的））
- (9) 大規模買付行為を企図するに至った背景、目的及び意思決定の過程（例えば、買付者等グループの事業内容及び当社の事業内容又は財政状態、経営成績若しくはキャッシュフローの状況を踏まえ、これらを改善する観点から大規模買付行為の実施を検討した場合には、当該検討の具体的な内容）

5 大規模買付行為完了後の経営方針

- (1) 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針及び事業計画（財務計画、投資計画、資本政策、配当政策、資産活用等）
- (2) 当社の組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分又は譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定又は解職、役員構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更その他当社の経営方針に対して重大な変更を加え、又は重大な影響を及ぼす行為を予定している場合にはその内容及び必要性。純投資を目的とする場合には、当社株券等を取得した後の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針並びにそ

の理由

- (3) 大規模買付行為完了後に当社株券等をさらに取得する予定の有無、その理由及びその内容
 - (4) 大規模買付行為の結果、当社の株券等について上場の廃止が生じるおそれがある場合には、その旨及び上場の廃止の原因となる事由。上場の廃止を回避するための措置を予定している場合には当該措置の内容
- 6 大規模買付行為完了後に意図する当社及び当社グループの中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの中長期的な企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させることの根拠
 - 7 大規模買付行為に際しての第三者との意思連絡の有無（買収資金の供与、当社株券等の取得要請、重要提案行為等の要請を含む。意思連絡がある場合にはその目的及び内容並びに当該第三者の概要）、取得し又は取得を予定している当社株券等に関して譲渡、担保契約等の締結、株主としての権利行使に関する合意その他第三者との合意又はその予定がある場合には、当該合意の種類、合意の相手方、当該相手方との関係、合意の目的、合意の対象となっている株券等の数量及び取引条件等の当該合意の具体的内容
 - 8 大規模買収者の事業計画の実施に向けて想定される①事業の拡大、縮小、売却等の内容、②研究開発、人的資本、知的財産・無形資産等への成長投資等の方針、③当該事業計画が当社グループのステークホルダー（お客様、株主/投資家、従業員、地域社会、パートナー等を含む。）に与える影響及び当社グループのステークホルダーの利益を守るための対応方針等
 - 9 大規模買付行為に適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性
 - 10 大規模買付行為完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性
 - 11 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策
 - 12 旅客ターミナルにおける絶対安全の確立、お客様本位の旅客ターミナル運営、安定的かつ効率的な旅客ターミナル運営のための具体的方策
 - 13 その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断する情報

¹ 大規模買付者のグループ会社、共同保有者、特別関係者、大規模買付者を実質的に支配する者、関連者（これらの者を「共同保有者等」という。）を含む。

以上

大規模買付行為と当社の中長期的な企業価値ひいては株主共同の利益について

本文(3)③(エ)規定の「大規模買付行為が当社の中長期的な企業価値を毀損し会社の利益ひいては株主共同の利益を害するおそれがないものと認める場合」とは、当該大規模買付行為が次の(1)ないし(10)のいずれの場合にも該当するおそれがなく且つ当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に適うことが、合理的根拠をもって示された場合とする。

- (1) 真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、株価をつり上げて高値で当社株券等を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の取得を行っている若しくは行おうとしている場合（いわゆるグリーンメイラー）又は当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の稼得にある場合
- (2) 大規模買付行為の目的が、主として当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社の資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移転させることにある場合
- (3) 大規模買付行為の実行後に、当社又は当社グループ会社の資産の全部又は重要な一部を大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で、大規模買付行為を行おうとする場合
- (4) 大規模買付行為の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、(工場その他の)設備、知的財産権又は有価証券等の高額資産等を売却等によって処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか又はかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする点にある場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社株券等の取得条件（買付対価の種類、金額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限らない。）が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものである場合
- (6) 大規模買付者の提案する買収の方法が、二段階買収や部分的公開買付けなどに代表される、株主の判断の機会又は自由を制約する構造上強圧的な方法による買収である場合
- (7) 大規模買付者による支配権の取得により、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の源泉をなす重要な経営資源（独創性の高い技術・ノウハウ、特定の市場分野における知識・情報、長期にわたり醸成された取引先との深い信頼関係、専門分野に通暁した質の高い人材等）を不当に害することで大規模買付者又はそのグループ会社その他の関係者が利益をあげる態様の行為である場合
- (8) 大規模買付行為が実行された場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値の比較において、当該大規模買付行為が実行されない場合の当社の企業価値と比べ、劣後する場合
- (9) 大規模買付者の経営陣又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の主要株主として不適切である場合
- (10) 大規模買付行為について検討等を行うために必要でかつ虚偽のない情報が、当社の要請等に応じて適時に提供されていること

以上

大株主の状況

2026年3月31日現在

氏名又は名称	所有株式数 千株	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託)	8,695	9.33
日本航空株式会社	4,398	4.72
ANAホールディングス株式会社	4,398	4.72
ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTURE ETF	3,606	3.87
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・ 京浜急行電鉄株式会社退職給付信託)	3,484	3.74
株式会社みずほ銀行	3,300	3.54
三菱地所株式会社	3,111	3.34
株式会社三菱UFJ銀行	3,068	3.29
大成建設株式会社	2,731	2.93
株式会社日本カストディ銀行 (信託)	2,391	2.56

(注) 持株比率は自己株式(9,631株)を控除して計算しております。

以上

◎事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢の影響を注視する必要があります。また、金融資本市場の変動の影響や米国の通商政策をめぐる動向などに引き続き注意する必要があります。

航空業界においては、訪日外国人数は2025年暦年で4,200万人を超え、年間最高を更新しました。当連結会計年度の羽田空港の旅客数は、前年比で国内線は約3%、国際線は約7%増加し、堅調に推移しました。国際線では、昨年11月以降の中国の渡航自粛や中東情勢の緊迫化に伴い一部減便や欠航が生じておりますが、他の路線の搭乗率向上等によりカバーし、当連結会計年度における羽田国際線旅客数への影響は軽微でありました。

このような中、当社グループは長期ビジョン“To Be a World Best Airport”に向けて、中期経営計画の最終年度にあたって、計画の総仕上げに注力してまいりました。

施設面では、安心・快適で先進的な空港づくりを目指し、引き続き、施設・搬送設備の耐震化や、老朽化した設備の更新、空調機器や照明設備の省エネ対応などに取り組むとともに、本年7月頃の完成に向けて第1ターミナル北側サテライト建設工事を順調に進めております。第2ターミナルでは、定時運航性向上の取り組みとして、固定2スポットを増設する北側サテライト延伸工事に着手しました。さらに、空港全体の最適化を目指す「Total Airport Management (TAM)」の実現に向けて、引き続き、国や航空会社等と連携して取り組んでおります。研究開発拠点「terminal.0 HANEDA」では参画企業とともに、保安検査場における旅客ストレスの軽減・検査員の労働環境向上に向けた研究を進め、空港での効果検証実験を開始しました。また、当社は、東京ベイeSGプロジェクトにおける「Tokyo Bay Innovation Field」のプロジェクトサポート型に代表事業者として採択されており、今後、次世代モビリティプロジェクトの分野で、羽田空港を含む様々な環境下での走行実証を行い、将来的に制限区域内バスのレベル4自動運転の実現を目指します。

営業面では、増加する旅客需要の着実な取り込みや、EC等の空港外収益の拡大に取り組んでまいりました。国内線では、第1ターミナルゲートエリアに無人決済店舗をオープンしたほか、全国の自治体と連携した催事や、ハワイの人気商品を集めた「Aloha Market」を期間限定で開催するなど、多様な需要の獲得に努めております。また、羽田空港で展開している商品の海外輸出など、新規販路の拡大を図っております。国際線では、新規ブランド導入やブランドブティック店舗の営業時間適正化等による、売上増進及び効率的な店舗運営を図りました。中国人旅客の需要が減少傾向にあるものの、各種販売促進キャンペーン等の施策効果や、インバウンドにも人気の高い商材の導入、上期に改装・増床したエルメス及びシャネルブティックが好調に推移したこと等により、第4四半期（2026年1－3月）の売上は第3四半期（2025年10－12月）に続き、前年同期を上回りました。また、免税品事前予約サイトでは、これまで取り扱いのなかったシャネルの香水・化粧品など商品の拡充を図り、お客さまの利便性向上に努め、さらなる収益向上を目指してまいります。

経営基盤の面では、引き続きコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでおり、後継者育成計画の策定を進めるほか、グループ経営を高度化するための体制構築や、役職員に向けたリスク管理教育などを実施し、健全で透明性の高いガバナンス体制の構築に努めております。また、羽田空港は国際空港評議会（ACI: Airport Council International）が運営するカーボンマネジメント認証プログラム「空港カーボン認証」のレベル4を取得しました。これは、空港全体のCO2排出量削減に向けたマネジメントや取り組みを段階的に評価するものであり、当社は羽田空港におけるACI加盟事業者として、空港関係者等による官民連携のもと、主体的に認証取得に取り組んでまいりました。財務戦略では、当連結会計年度において中期経営計画の目標収支・ROA（EBITDA）・自己資本比率のガイドラインを全て達成し、引き続き、設備投資計画や株主還元方針のバランスを踏まえ最適資本構成を追求し、資本コスト経営の一層の強化を図ってまいります。

以上の結果、当連結会計年度の業績については、営業収益は 2,898億 2千 3百万円（前期比 7.4%増）、営業利益は 450億 4千 3百万円（前期比 16.8%増）、経常利益は 437億 4百万円（前期比 22.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は 291億 3千 9百万円（前期比 6.1%増）となりました。

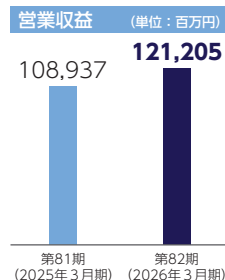
羽田空港旅客ターミナルは、英国SKYTRAX社の“World Airport Star Rating”において、世界最高水準である「5スターエアポート」を12年連続で獲得しました。また、“World Airport Awards 2026”において、国内線空港総合評価部門（14年連続）、空港の清潔さなどを評価する部門（11年連続）、PRM※対応を評価する部門（8年連続）で世界第1位の評価をいただき、空港の総合評価「World's Best Airports」部門で世界第3位を受賞しました。

（※ PRMは、Persons with Reduced Mobilityの略で、高齢者、障がいのある方や怪我をされた方の意味。）

今後とも引き続き、当社グループは、社会インフラである旅客ターミナルにおける絶対安全の確立に努めるとともに、利便性・快適性及び機能性の向上を目指し、絶え間ない羽田空港の価値創造と航空輸送の発展に貢献することにより、企業価値の向上を図ってまいります。

セグメント別の業績は次のとおりです。なお、各事業における売上高はセグメント間の内部売上高を含み、営業利益はセグメント利益に該当します。

施設管理運営業



家賃収入については、テナント店舗の売上増加に伴う歩合賃料の増加や国内線における賃料（管理費）改定等により、前年を上回りました。

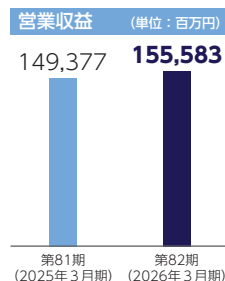
施設利用料収入については、旅客数の増加や昨年4月に国内線旅客取扱施設利用料を改定したこと等により、前年を上回りました。

その他の収入については、旅客数の増加に加え、ラウンジや駐車場における価格改定効果や、外貨両替所、広告料収入等が増加したこと等により、前年を上回りました。

費用面では、第2ターミナル北側サテライトと本館の接続に伴う減価償却費や、物価上昇に伴うターミナル維持管理コストが増加しました。

その結果、施設管理運営業の営業収益は 1,212億5百万円（前期比 11.3%増）となり、営業利益は 283億1千2百万円（前期比 45.2%増）となりました。

物品販売業



国内線売店売上については、国内線旅客数の増加や、積極的な催事・イベント展開による需要の取り込みに努めたことなどで、前年を上回りました。

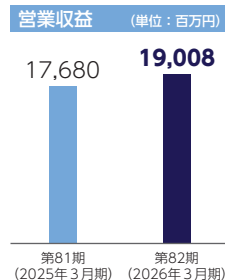
国際線売店売上については、免税店売上は上期に前年好調の反動減少となりましたが、下期は売上が回復し、通期で前年を上回りました。

その他の売上については、訪日外国人数の増加に伴い、他空港への卸売上が増加したこと等により、前年を上回りました。

費用面において、売上増に伴う商品売上原価や他空港店舗の支払家賃等の変動費のほか、人件費や業務委託費、広告宣伝費等が増加したことにより、営業利益は前期を下回りました。

その結果、物品販売業の営業収益は 1,555億8千3百万円（前期比 4.2%増）となり、営業利益は 274億8千9百万円（前期比 6.5%減）となりました。

飲食業



飲食店舗売上については、第1ターミナルフードコート店舗のテナント化に伴い、前年から直営店舗数が減少したものの、旅客数の増加等により、前年をわずかに上回りました。

機内食売上については、羽田、成田における外国航空会社の旅客数の増加及び単価の改定等により、前年を上回りました。

その結果、飲食業の営業収益は 190億8百万円（前期比 7.5%増）となり、人件費の増加や食材価格高騰の影響を受けながらも、営業利益は 11億5千万円（前期比 98.6%増）となりました。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は 361億 2千 8百万円で、その主なものは、第1ターミナル北側サテライト建設工事であります。

3. 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達は、経常的な資金調達に加え、既存借入金（ハイブリッドローン）の期限前弁済と設備投資に充当することを目的として、200億円の無担保普通社債の発行と200億円の新規借入の計400億円を調達しました。

4. 対処すべき課題

日本国内のインバウンド需要は引き続き堅調に推移する一方で、羽田空港においては発着枠の制約が顕在化しており、旅客数の大幅な増加による量的成長は見込みにくい状況となっています。また、物価上昇や人件費の増加、地政学的リスク等を背景とした為替・エネルギー価格の変動などにより、航空需要及びコスト構造の両面において不確実性が高まっています。

2026年度は、当社グループにおいては、中期経営計画の初年度として、需要享受から需要創造へ転換する、企業変革の起点となる一年です。地政学的リスクや国際情勢の変動による影響を注視しつつ、不採算事業の整理や収益力の強化に努め、利益創出を図ります。また、当社子会社における取引先事業者の選定等を巡る不適切な事案を踏まえ、コーポレート・ガバナンス強化を引き続き経営上の重要な課題として認識しています。継続的なモニタリングのもと再発防止策を着実に遂行し、信頼回復に努めてまいります。

ターミナル運営では、資材や人件費単価の増加に加えて、第1ターミナル北側サテライト施設の供用開始に伴い、減価償却費やターミナル運営コスト等の不可避な費用増加が見込まれます。また、国際線における旅客数の増加に伴う混雑の解消や、際内乗り継ぎ利便性のさらなる強化に対応するためのターミナル整備が課題となります。このような中で、将来を見据えた施設整備を着実に進めるとともに、PSFC単価改定のほか、継続的な賃料の見直しや、前年度に実施した各サービス料金の改定効果の通年寄与により、増加するコストの吸収を図ります。

リテール運営においては、旅客数の増加に限られる中で、展開ブランドの入れ替えや店舗改装、CRMの強化等により旅客一人当たりの収益の向上を図ります。また、銀座市中免税店を撤退する一方で、ECサイトでの免税品事前予約サービスを強化するなど、拠点・店舗単位で採算性を重視した資源配分を行い、高効率リテールを推進します。

さらに、グループ全体で投資規律を徹底し、業務委託費や諸経費等のコストを精査することで、利益率及び資本効率の向上を図ります。

当社グループは、中期経営計画で掲げる“羽田空港の要=Anchor Role”となることを目指して、「効率」「付加価値」「共創」をキーワードに各施策を着実に実行し、企業価値の持続的な向上へとつなげてまいります。

5. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分		第79期 2022年度	第80期 2023年度	第81期 2024年度	第82期 2025年度
営業収益	(百万円)	113,050	217,578	269,923	289,823
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△12,064	27,225	35,723	43,704
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失 (△)	(百万円)	△3,901	19,255	27,470	29,139
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△41.89	206.75	295.61	313.95
総資産	(百万円)	446,955	460,423	469,955	491,972
純資産	(百万円)	140,951	166,036	198,347	229,885
1株当たり純資産	(円)	1,613.62	1,805.67	2,019.12	2,265.71

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第79期 2022年度	第80期 2023年度	第81期 2024年度	第82期 2025年度
営業収益	(百万円)	88,212	143,354	171,658	189,614
経常利益	(百万円)	9,156	17,269	16,185	21,022
当期純利益	(百万円)	5,308	11,178	11,200	15,254
1株当たり当期純利益	(円)	57.00	120.02	120.52	164.36
総資産	(百万円)	306,436	327,636	346,384	360,605
純資産	(百万円)	143,571	151,944	154,487	161,910
1株当たり純資産	(円)	1,541.52	1,631.42	1,664.66	1,744.27

6. 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主な事業内容
東京エアポートレストラン株式会社	990	60.48	飲食店舗運営
株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹	490	67.50	空港型市中免税店舗運営
株式会社羽田未来総合研究所	200	100.00	既存の空港運営事業のさらなる価値向上、新規事業モデルの開発、シンクタンク機能
コスモ企業株式会社	180	99.91	機内食製造販売
国際協商株式会社	150	100.00	食品及び雑貨の卸売
株式会社日本空港ロジテム	150	100.00	商品の運送業及び配送業
株式会社ビッグウイング	150	100.00	広告の企画、管理及びイベントの企画、運営
日本空港テクノ株式会社	150	100.00	空港ターミナル施設等の保守管理、環境管理（清掃・植栽）及び請負工事
東京国際空港ターミナル株式会社	100	51.00	羽田国際線旅客ターミナルビル及び国際線駐車場における整備・運営事業
Air BIC株式会社	100	51.00	家電販売店舗運営
株式会社羽田エアポートエンタープライズ	50	100.00	物販店舗運営
羽田エアポートセキュリティー株式会社	50	100.00	空港ターミナル施設等の警備及び駐車場管理
羽田旅客サービス株式会社	50	100.00	空港利用者への情報提供及びバス等の乗車券販売
羽双（成都）商貿有限公司	300	100.00	物品販売（成都双流国際空港内）
ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社 (注1)	50	100.00 [100.00]	航空運送事業に係る旅客ハンドリング及びランプハンドリング

(注1) 当社の議決権比率の [] 内は、間接所有で内数であります。日本空港テクノ株式会社が所有しております。

(注2) LANI KE AKUA PACIFIC,INC.は、2025年12月31日付で解散し、清算手続中であります。

7. 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

(1) 施設管理運営業

- ① 羽田空港における旅客ターミナルビルの建設、管理・運営
- ② 羽田空港における航空運送事業者及び空港構内営業者に対する事務室、店舗、作業場等の賃貸並びに駐車場業
- ③ 羽田空港における旅客ターミナルビルの保守・営繕及び清掃・警備
- ④ 羽田空港の利用者に対するサービス等の提供

(2) 物品販売業

- ① 羽田空港、成田空港、関西空港、中部空港等における航空旅客等に対する商品販売
- ② 全国各空港のターミナルビル会社等に対する商品卸売
- ③ 上記に付随する商品の運送、倉庫管理、通関業等

(3) 飲食業

- ① 羽田空港、成田空港等における飲食店業及び軽食の製造販売
- ② 羽田空港及び成田空港における国際線航空会社に対する機内食の製造販売及び冷凍食品の製造販売

8. 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

会社名	事業所及び所在地
当 社	本社 (東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 (羽田空港内))、 東京事務所 (東京都千代田区)、成田営業所 (千葉県成田市)、 大阪営業所 (大阪府泉南郡)、中部営業所 (愛知県常滑市)
東京エアポートレストラン株式会社	本社 (東京都大田区)、羽田営業所 (東京都大田区)、成田営業所 (千葉県成田市)
株式会社Japan Duty Free Fa-So-La三越伊勢丹	本社 (東京都中央区)
株式会社羽田未来総合研究所	本社 (東京都大田区)
コスモ企業株式会社	本社 (千葉県成田市)、工場 (千葉県成田市)、羽田事業所 (東京都大田区)
国際協商株式会社	本社 (東京都大田区)、羽田営業所・羽田商品センター (東京都大田区)、 成田営業所 (千葉県成田市)、成田商品センター (千葉県山武郡)、 大阪営業所 (大阪府泉佐野市)、福岡営業所 (福岡県福岡市)、中部営業所 (愛知県常滑市)
株式会社日本空港ロジテム	本社 (東京都大田区)、羽田営業所 (東京都大田区)、平和島営業所 (東京都大田区)、成田営業所 (千葉県成田市)
株式会社ビッグウイング	本社 (東京都大田区)
日本空港テクノ株式会社	本社 (東京都大田区)、大手町事業所 (東京都千代田区)、印西グリーンセンター (千葉県印西市)
東京国際空港ターミナル株式会社	本社 (東京都大田区)
Air BIC株式会社	本社 (東京都大田区)
株式会社羽田エアポートエンタープライズ	本社 (東京都大田区)、羽田国内線営業所 (東京都大田区)、羽田国際線営業所 (東京都大田区)、成田営業所 (千葉県成田市)、大阪営業所 (大阪府泉南郡)
羽田エアポートセキュリティ株式会社	本社 (東京都大田区)
羽田旅客サービス株式会社	本社 (東京都大田区)
羽双 (成都) 商貿有限公司	本社 (中国四川省)
ジャパン・エアポート・グランドハンドリング株式会社	本社 (東京都大田区)

(注) 当社の東京事務所、成田営業所、大阪営業所及び中部営業所は、2026年3月31日をもって閉鎖しております。

9. 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

	使用人数	前期末比増減
施設管理運営業	1,136名	43名増
物品販売業	1,092名	62名増
飲食業	593名	32名増
全社 (共通)	197名	10名増
合計	3,018名	147名増

(注) 全社 (共通) として記載されている使用人数は特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。

10. 主要な借入先及び借入額 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
シンジケートローン	77,782
株式会社日本政策投資銀行	15,275

(注) シンジケートローンは、株式会社みずほ銀行及び株式会社三菱UFJ銀行を幹事とする協調融資によるものであります。

2 当社の現況

1. 株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 288,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 93,145,400株
 (うち自己株式 9,631株)
 (3) 株主数 10,614名
 (4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	8,695	9.33
日本航空株式会社	4,398	4.72
ANAホールディングス株式会社	4,398	4.72
ISHARES GLOBAL INFRASTRUCTURE ETF	3,606	3.87
株式会社日本カストディ銀行 (三井住友信託銀行再信託分・京浜急行電鉄株式会社退職給付信託口)	3,484	3.74
株式会社みずほ銀行	3,300	3.54
三菱地所株式会社	3,111	3.34
株式会社三菱UFJ銀行	3,068	3.29
大成建設株式会社	2,731	2.93
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,391	2.56

(注) 持株比率は自己株式(9,631株)を控除して計算しております。なお、自己株式には役員報酬BIP信託に係る信託口が所有する当社株式(311,542株)は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に当社役員に対して職務執行の対価として交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	普通株式 2,100株	2名

なお、監査等委員である取締役及び社外取締役に対して職務執行の対価として交付した株式はありません。

2. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況 (2026年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	田中一仁	取締役会議長、経営会議議長、経営管理委員会委員長、グループ経営会議議長、コンプライアンス推進委員会委員長、サステナビリティ委員会委員長、リスク管理委員会委員長	
代表取締役専務執行役員	小山陽子	企画管理本部統括、事業開発推進統括、旅客ターミナル運営統括（施設管理グループ担当）	羽田みらい開発株式会社社外取締役
取締役専務執行役員	藤野威	日本空港ビルグループCS推進会議議長、旅客ターミナル運営統括（リテール営業グループ担当）、中国事業統括	
取締役専務執行役員	田口繁敬	業務改革室担当、デジタル事業推進室担当	株式会社JALUX社外取締役
取締役専務執行役員	神宮寺勇	企画管理本部長（経理・経営企画グループ担当）、最高財務責任者	
取締役常務執行役員	松田圭史	事業開発推進本部長、企画管理本部副本部長（経理・経営企画グループ担当）	
取締役	木村恵司		三菱地所株式会社特別顧問 株式会社マツキヨココカラ&カンパニー社外取締役 一般社団法人日本ビルデング協会連合会会長
取締役	福澤一郎		A N Aホールディングス株式会社常勤監査役 全日本空輸株式会社監査役
取締役	川俣幸宏		京浜急行電鉄株式会社取締役社長（代表取締役）社長執行役員
取締役	斎藤祐二		日本航空株式会社代表取締役副社長執行役員 グループCFO
取締役	須藤修		須藤綜合法律事務所パートナー 株式会社プロネクサス社外監査役 京浜急行電鉄株式会社社外取締役（監査等委員）
取締役（監査等委員）	中條謙太		
取締役（監査等委員）	柿崎環		明治大学法学部教授 京浜急行電鉄株式会社社外取締役 株式会社秋田銀行社外取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役 (監査等委員)	武田涼子		シティユーワ法律事務所パートナー弁護士 公益財団法人国際民商事法センター評議員 アルコニックス株式会社社外監査役 学校法人駒澤大学学外理事
取締役 (監査等委員)	岩崎賢二		ALSOK株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役のうち木村恵司、福澤一郎、川俣幸宏、斎藤祐二、須藤修、柿崎環、武田涼子及び岩崎賢二の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は取締役木村恵司、取締役川俣幸宏、取締役須藤修、取締役柿崎環、取締役武田涼子及び取締役岩崎賢二の各氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査等委員柿崎環氏は、内部統制及びコーポレート・ガバナンスの専門家として、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査等委員武田涼子氏は、弁護士であり法務に関する相当程度の知見を有するものであり、また、公認不正検査士の資格を保有し、弁護士として会計に係る案件に関与された経験を有するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査等委員岩崎賢二氏は、東京海上日動火災保険株式会社の経営企画部門での経験など、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、監査の実効性向上のため、常勤の監査等委員を選定しております。また、監査等委員会を補助する者として2名の監査等特命役員を配置しており、重要な会議への参加及び重要書類の閲覧等を行い監査に必要な情報を収集し、監査等委員会と意見交換を行うなど情報の共有化と相互に連携をしております。
7. 取締役木村恵司氏が兼職しております株式会社マツキヨココカラ&カンパニー及び一般社団法人日本ビルディング協会連合会と当社との間には特別な関係はありません。
8. 取締役福澤一郎氏が兼職しておりますANAホールディングス株式会社は、当社の株主です。同社のグループ会社であり、同氏が兼職しております全日本空輸株式会社と当社との間に賃貸借契約等の取引関係があります。
9. 取締役川俣幸宏氏が兼職しております京浜急行電鉄株式会社は、当社の株主であり、当社との間に施設管理委託等の取引関係があります。
10. 取締役斎藤祐二氏が兼職しております日本航空株式会社は、当社の株主であり、当社との間に賃貸借契約等の取引関係があります。
11. 取締役須藤修氏が兼職しております京浜急行電鉄株式会社は、当社の株主であり、当社との間に施設管理委託等の取引関係があります。また、同氏が兼職しております株式会社プロネクサスと当社との間には営業上の取引関係があります。当社と同氏のその他の兼職先との間には特別な関係はありません。
12. 取締役柿崎環氏が兼職しております京浜急行電鉄株式会社は、当社の株主であり、当社との間に施設管理委託等の取引関係があります。当社と同氏のその他の兼職先との間には特別な関係はありません。
13. 取締役武田涼子氏が兼職しておりますシティユーワ法律事務所、公益財団法人国際民商事法センター、アルコニックス株式会社及び学校法人駒澤大学と当社との間には特別な関係はありません。
14. 取締役岩崎賢二氏が兼職しておりますALSOK株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
15. 当事業年度における重要な兼職の状況に関する異動は次のとおりです。
 取締役武田涼子氏 電気興業株式会社社外取締役退任 (2025年6月27日)
 代表取締役専務執行役員小山陽子氏 熊本国際空港株式会社社外取締役退任 (2025年6月30日)
 取締役柿崎環氏 三菱食品株式会社社外取締役退任 (2025年9月30日)
16. 取締役岩崎賢二氏の重要な兼職先である総合警備保障株式会社は、2025年7月16日に商号をALSOK株式会社に変更しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役及び執行役員全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が会社役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補填することとしております。なお、保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬 (金銭報酬)	業績連動報酬等		業績連動ではない 非金銭報酬	
			賞与 (金銭報酬)	株式報酬 (非金銭報酬等)		
取締役（監査等委員を除く。）	358,100	238,485	55,710	39,825	24,079	15
（うち社外取締役）	(50,810)	(50,810)	(—)	(—)	(—)	(5)
取締役（監査等委員）	70,680	70,680	—	—	—	4
（うち社外取締役）	(44,130)	(44,130)	(—)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 上記には、2025年5月9日付で辞任した取締役（監査等委員を除く。）2名及び2025年6月26日開催の第81回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く。）2名を含んでおります。
2. 賞与は、当事業年度における役員賞与引当金繰入額を記載しております。なお、2025年5月9日をもって辞任した取締役（監査等委員を除く。）2名については不支給としたことに伴い、引当金の戻入△62,700千円が発生しております。
3. 非金銭報酬は、当事業年度における株式給付引当金繰入額を記載しております。なお、2025年5月9日をもって辞任した取締役（監査等委員を除く。）2名については不支給としたことに伴い、引当金の戻入△21,861千円が発生しております。

② 業績連動報酬等に関する事項

当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）の固定報酬と業績連動報酬の割合は、当社と関連する業種・業態の企業及び当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたものとしております。なお、社外取締役及び監査等委員については、月次の固定報酬のみの構成

としております。

短期業績連動報酬の額は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く。）においては、中期経営計画等の経営戦略との整合性を図ると共に、株主利益との連動性を図る観点から、連結の営業収益、営業損益及び親会社株主に帰属する当期純損益を指標とし、予算達成状況等を総合的に勘案して算出しております。これらに加えて、代表取締役以外の取締役においては、該当事業年度の重要施策等に基づき担当に沿って設定した個別の目標の達成状況も加味して算出した額としております。

当事業年度における短期業績連動報酬に係る指標の目標は、連結の営業収益、営業損益及び親会社株主に帰属する当期純損益の予算達成としております。

当事業年度の連結の営業収益、営業利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は下記のとおりです。

	営業収益 (百万円)	営業利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
当事業年度	289,823	45,043	29,139

また、2024年6月26日開催の当社第80回定時株主総会決議により導入された中長期業績連動報酬は、役員報酬BIP (Board Incentive Plan) 信託の仕組みを活用しております。中長期業績連動報酬は、非金銭報酬であり、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役の貢献意欲を高めるため、対象となる取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間及び中期経営計画における業績目標のための重要な財務指標及び非財務指標その他の取締役会が定める指標の目標達成度等に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭を交付及び給付する制度としております。

中長期業績連動報酬は、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役の貢献意欲を高めるとともに、株主の皆さまとの利害共有を図るため、役位・在任期間及び中期経営計画における業績目標のための重要な財務指標である親会社株主に帰属する当期純損益、ROA (EBITDA) 及び自己資本比率、並びに非財務指標であるSKYTRAX評価の目標達成度を指標としております。

中期経営計画期間中の対象期間である2事業年度（2025年3月31日で終了する事業年度から2026年3月31日で終了する事業年度まで）における各指標とその実績は下記のとおりです。

指標	親会社株主に 帰属する 当期純損益 (百万円)	ROA (EBITDA) (%)	自己資本比率 (%)	SKYTRAX評価			
				5Star Airport	World's Best Airports ：総合評価部門	World's Cleanest Airports ：清潔さ部門	World's Best PRM/Accessible Facilities ：高齢者、障がいのある方や怪我をされ た方に配慮された施設の評価部門
実績	29,139	15.5	42.7	受賞	3位	1位	1位

③ 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社は、2025年6月26日開催の第81回定時株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名（うち社外取締役5名）について、年額450百万円（うち社外取締役60百万円）であります。また、2022年6月24日開催の第78回定時株主総会の決議による監査等委員である取締役の報酬限度額は、監査等委員である取締役4名について、年額80百万円であります。なお、第78回定時株主総会終結時点における監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役3名）であります。

2024年6月26日開催の第80回定時株主総会において、当社の取締役（監査等委員である取締役、社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度を導入することを決議しており、当社が拠出する金員の上限は、対象期間（原則として、当社が掲げる中期経営計画の対象となる事業年度）毎に、350百万円に対象期間の事業年度数を乗じた金額（1事業年度について350百万円）、取締役等に交付等を行うことができる当社株式等の数の上限は、各対象期間について、7.8万株に対象期間の事業年度数を乗じた株式数（1事業年度について7.8万株）であります。なお、第80回定時株主総会終結時点における本制度の対象となる取締役の員数は8名であります。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

(ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

当社は、報酬諮問委員会の具申を受けたのち、取締役会にて審議・検討し、(イ)に記載のとおり、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「本決定方針」といいます。）を決定しております。

(イ) 本決定方針の内容の概要

取締役（監査等委員を除く。以下同じ。）の報酬等の額又はその算定方法の決定については、取締役の中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高め、その決定プロセスにおいては、客観性を確保することを基本方針とします。この基本方針は、報酬諮問委員会の審議を経た上で取締役会にて審議・検討し、決定します。

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は月次の固定報酬と年次の業績連動報酬及び業績連動ではない非金銭報酬により構成し、業績連動報酬は短期業績連動報酬と中長期業績連動報酬で構成します。固定報酬と業績連動報酬の割合は、当社と関連する業種・業態の企業及び当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえたものとします。社外取締役の報酬は、月次の固定報酬のみの構成とします。監査等委員の報酬については、監査等委員の協議により決定します。

固定報酬の額は、当社と関連する業種・業態の企業及び当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、役位等を含めて総合的に勘案し、報酬諮問委員会の具申を受けたのち、取締役会での審議を経て決定します。

短期業績連動報酬の額は、当社の取締役（社外取締役を除く。）においては、中期経営計画等の経営戦略との整合性を図るとともに、株主利益との連動性を図る観点から、連結の営業収益、営業損益及び親会社株主に帰属する当期純損益を指標とし、予算達成状況等を総合的に勘案して算出します。これらに加えて、代表取締役以外の取締役においては、該当事業年度の重要施策等に基づき担当に沿って設定した個別の目標の達成状況も加味して算出した報酬とします。

中長期業績連動報酬は、非金銭報酬であり、当社グループの中長期的な業績向上と企業価値向上に対する取締役（社外取締役を除く。）の貢献意欲を高めるため、役員報酬BIP（Board Incentive

Plan) 信託の仕組みを活用します。これは、対象となる取締役（社外取締役及び国内非居住者を除く。）に対し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間及び中期経営計画における業績目標のための重要な財務指標及び非財務指標その他の取締役会が定める指標の目標達成度等に応じて算定されるポイント数に応じた数の当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を交付及び給付する制度であります。

業績連動ではない非金銭報酬についても、役員報酬BIP信託の仕組みを活用し、取締役会で承認された株式交付規程に従い、役位・在任期間に応じて付与されるポイント数に応じた数の当社株式等を交付及び給付します。

固定報酬は月次で支給し、短期業績連動報酬は年次で支給し、中長期業績連動報酬及び業績連動ではない非金銭報酬は退任時に支給します。中長期業績連動報酬及び業績連動ではない非金銭報酬については、取締役による重大な非違行為が判明した場合等には、当該取締役に対して付与したポイントを一部あるいは全部没収（マルス）し、あるいは、当該取締役に対し、交付した当社株式等相当額の金銭の返還請求（クローバック）ができるものとします。

(ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が本決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

2025年6月12日改定前の当社の取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針では、個人別の報酬額は、取締役会決議による一任を受けた元代表取締役会長兼CEO鷹城勲が決定するが、当該権限が適切に行使されるように、報酬原案を報酬諮問委員会に諮り、その具申を踏まえて取締役会で審議を行い、十分な透明性、妥当性及び客観性を確保した上で決定することとしておりました。当事業年度に係る当社の取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、報酬原案を報酬諮問委員会に諮っております。なお、社外取締役については、月次の固定報酬、監査等委員については、月次の固定報酬等の構成としております。取締役会は、報酬諮問委員会が本決定方針との整合性を含め多角的な視点から検討し具申を行い、取締役会がその具申を踏まえて審議を行い、取締役会決議による一任を受けた元代表取締役会長兼CEOが決定したことから、2025年6月12日改定前の取締役（監査等委員を除く。）の個人別報酬等の内容について、当該時点における決定方針に沿うものであると判断いたしました。同日改定後の当社の取締役（監査等委員を除く。）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の下では、報酬原案を報酬諮問委員会に諮り、報酬諮問委員会は本決定方針との整合性を含め多角的な視点から検討し具申を行い、その具申を踏まえて取締役会で審議を行い決定していることから、取締役（監査等委員を除く。）の個人別報酬等の内容について、決定方針に沿うものであると判断いたしました。

(5) 社外役員の当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	木村 恵司	取締役会14回のうち14回に出席し、主に不動産事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待されていたところ、経験豊富な経営者の観点から、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の実効性の向上に寄与しております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。
取締役	福澤 一郎	取締役会14回のうち14回に出席し、主に航空運送事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待されていたところ、経験豊富な経営者の観点から、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の実効性の向上に寄与しております。
取締役	川俣 幸宏	取締役会14回のうち13回に出席し、主に交通事業や不動産事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待されていたところ、経験豊富な経営者の観点から、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の実効性の向上に寄与しております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。
取締役	斎藤 祐二	取締役会14回のうち14回に出席し、主に航空運送事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待されていたところ、経験豊富な経営者の観点から、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の実効性の向上に寄与しております。
取締役	須藤 修	取締役会10回のうち10回に出席し、主に弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等を行うことで、取締役会の実効性の向上への寄与が期待されていたところ、その見識を基に業務執行から独立した客観的な視点に基づく経営の監督等に必要な発言を適宜行っており、取締役会の実効性の向上に寄与しております。
取締役 (監査等委員)	柿崎 環	取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、内部統制やコーポレート・ガバナンスなどに関する高い見識を活かし、当社の業務執行の監査を適切に担うことが期待されていたところ、その見識を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。

区分	氏名	主な活動状況
取締役 (監査等委員)	武田 涼子	取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の業務執行の監査を適切に担うことが期待されていたところ、その見識を基に議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。
取締役 (監査等委員)	岩崎 賢二	取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、主に損害保険事業等における経営者としての豊富な経験と幅広い見識を活かし、当社の業務執行の監査を適切に担うことが期待されていたところ、その経験豊富な経営者の観点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、上記のほか、当社の経営陣幹部の選任等を協議する指名諮問委員会及び取締役の報酬等を協議する報酬諮問委員会の委員を務め、独立した客観的立場から会社の業績等の評価を人事及び報酬に反映させることなどを通じ、経営の監督に務めております。

- (注) 1. 取締役須藤修氏につきましては、2025年6月26日就任後の状況を記載しております。
2. その他、監査等委員である取締役の柿崎環、武田涼子及び岩崎賢二の3氏は、当社子会社の取引先事業者の選定等に関して、当社が定めるコンプライアンス基本方針に照らして不適切な対応が行われていた事案において、特別調査委員会の委員を務め、当該事案の事実関係の解明並びに原因分析及び再発防止策の提言を行いました。

3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬
70百万円
- ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
101百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である普通社債の発行に係るコンフォートレター作成等についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、

株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第82期 2026年3月31日現在
資産の部	
流動資産	143,429
現金及び預金	96,887
売掛金	29,062
商品及び製品	10,512
原材料及び貯蔵品	359
その他	6,775
貸倒引当金	△167
固定資産	348,542
有形固定資産	271,676
建物及び構築物	201,922
機械装置及び運搬具	11,381
土地	12,747
リース資産	1,155
建設仮勘定	31,773
その他	12,695
無形固定資産	28,914
借地権	24,136
その他	4,777
投資その他の資産	47,951
投資有価証券	27,904
繰延税金資産	13,386
退職給付に係る資産	3,058
その他	4,051
貸倒引当金	△449
資産合計	491,972

科目	第82期 2026年3月31日現在
負債の部	
流動負債	72,952
買掛金	14,887
短期借入金	14,897
未払費用	16,225
未払法人税等	6,265
賞与引当金	3,266
役員賞与引当金	316
その他	17,093
固定負債	189,133
社債	76,675
長期借入金	102,617
リース債務	755
株式給付引当金	981
繰延税金負債	101
退職給付に係る負債	4,216
資産除去債務	651
その他	3,133
負債合計	262,086
純資産の部	
株主資本	203,158
資本金	38,126
資本剰余金	54,083
利益剰余金	112,504
自己株式	△1,556
その他の包括利益累計額	7,154
その他有価証券評価差額金	5,093
繰延ヘッジ損益	78
為替換算調整勘定	162
退職給付に係る調整累計額	1,819
非支配株主持分	19,573
純資産合計	229,885
負債及び純資産合計	491,972

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第82期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
営業収益	289,823
家賃収入	21,958
施設利用料収入	68,374
その他の収入	28,165
商品売上	153,710
飲食売上	17,614
売上原価	100,933
商品売上原価	91,128
飲食売上原価	9,805
営業総利益	188,889
販売費及び一般管理費	143,846
営業利益	45,043
営業外収益	3,818
受取利息	238
受取配当金	550
持分法による投資利益	1,407
その他	1,621
営業外費用	5,158
支払利息	3,660
固定資産除却損	874
その他	623
経常利益	43,704
特別利益	543
国庫補助金	523
その他	20
特別損失	864
投資有価証券評価損	32
減損損失	234
固定資産売却損	87
固定資産圧縮損	503
その他	5
税金等調整前当期純利益	43,383
法人税、住民税及び事業税	9,165
法人税等調整額	△3,484
当期純利益	37,701
非支配株主に帰属する当期純利益	8,562
親会社株主に帰属する当期純利益	29,139

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第82期 2026年3月31日現在	科目	第82期 2026年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	114,897	流動負債	94,951
現金及び預金	35,647	買掛金	11,702
売掛金	47,496	短期借入金	4,961
商品及び製品	8,794	リース債務	343
貯蔵品	6	未払金	14,149
前払費用	435	未払法人税等	4,786
未収入金	15,158	未払費用	11,647
短期貸付金	5,563	前受金	2,497
その他	1,796	預り金	41,510
固定資産	245,708	賞与引当金	955
有形固定資産	168,411	役員賞与引当金	55
建物	112,814	その他	2,338
構築物	555	固定負債	103,744
機械及び装置	3,450	社債	62,000
車両運搬具	0	長期借入金	29,465
工具、器具及び備品	7,210	関係会社事業損失引当金	7,724
土地	12,687	株式給付引当金	389
リース資産	312	退職給付引当金	573
建設仮勘定	31,378	預り敷金保証金	3,252
無形固定資産	4,195	資産除去債務	338
ソフトウェア	3,881	負債合計	198,695
ソフトウェア仮勘定	266	純資産の部	
施設利用権	47	株主資本	157,734
投資その他の資産	73,101	資本金	38,126
投資有価証券	24,571	資本剰余金	54,131
関係会社株式	26,281	資本準備金	41,947
その他の関係会社有価証券	895	その他資本剰余金	12,184
長期貸付金	8,950	利益剰余金	67,032
繰延税金資産	10,223	利益準備金	1,716
差入敷金保証金	1,367	その他利益剰余金	65,315
前払年金費用	318	配当平準準備金	4,560
その他	494	別途積立金	59,200
資産合計	360,605	繰越利益剰余金	1,555
		自己株式	△1,556
		評価・換算差額等	4,175
		その他有価証券評価差額金	4,175
		純資産合計	161,910
		負債及び純資産合計	360,605

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第82期
	2025年4月1日から 2026年3月31日まで
営業収益	189,614
家賃収入	30,241
施設利用料収入	28,555
その他の収入	33,984
商品売上	96,832
売上原価	62,492
商品売上原価	62,492
営業総利益	127,121
販売費及び一般管理費	107,803
営業利益	19,317
営業外収益	4,081
受取利息	1,668
受取配当金	879
その他	1,532
営業外費用	2,376
支払利息	1,020
社債利息	523
固定資産除却損	369
その他	464
経常利益	21,022
特別利益	1,929
投資有価証券売却益	793
関係会社事業損失引当金戻入額	609
国庫補助金	508
その他	18
特別損失	1,247
関係会社事業損失引当金繰入額	220
投資有価証券評価損	232
固定資産圧縮損	503
固定資産売却損	87
減損損失	203
税引前当期純利益	21,704
法人税、住民税及び事業税	6,975
法人税等調整額	△526
当期純利益	15,254

監査報告

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

日本空港ビルデング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北 澄 和 也
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 森 允 浩

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本空港ビルデング株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本空港ビルデング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年5月15日

日本空港ビルデング株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 北 澄 和 也
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 藤 森 允 浩
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本空港ビルデング株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第82期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第82期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、監査等委員会の職務を補助すべき者である監査等特命役員、及びその他の使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制についても、取締役等及びEY日本有限責任監査法人に当該内部統制の評価及び監査の状況について、必要に応じて説明を求め、報告を受けております。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠した監査の方針、監査計画等に従い、常勤の監査等委員を置き、監査等特命役員及び内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、監査等特命役員、及びその他の使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項はありません。なお、当社子会社の取引先事業者の選定等に関する不適切な対応につきましては、特別調査委員会からの調査報告書を受けて、2025年6月12日付で再発防止策を公表し、着実に実行されていることを確認しております。監査等委員会は、今後も引き続きこれらの対応とその進捗を監視・検証してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第 118 条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月15日

日本空港ビルデング株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 中 條 謙 太 ㊟

監査等委員 柿 崎 環 ㊟

監査等委員 武 田 涼 子 ㊟

監査等委員 岩 崎 賢 二 ㊟

※監査等委員柿崎環、武田涼子及び岩崎賢二は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

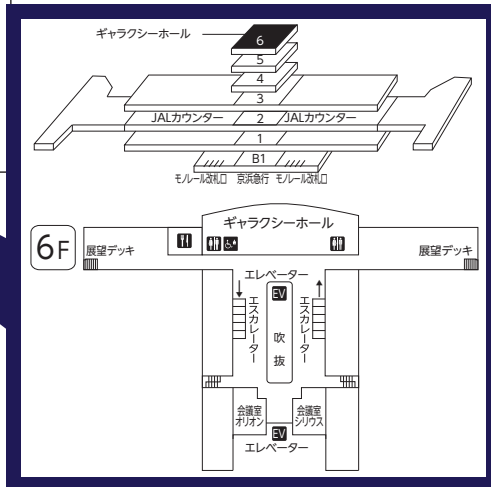
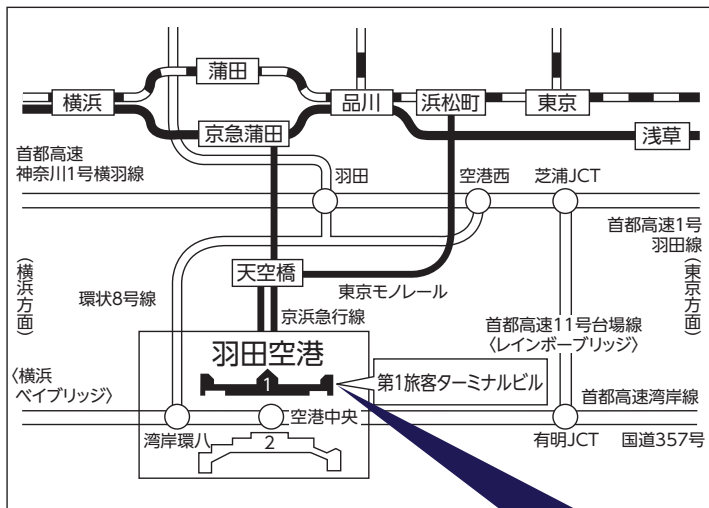
会場

第1旅客ターミナルビル 6階「ギャラクシーホール」
東京都大田区羽田空港三丁目3番2号 TEL (03) 5757-8181

交通

東京モノレール ①「羽田空港第1ターミナル」駅下車 徒歩3分
京浜急行線 ②「羽田空港第1・第2ターミナル」駅下車 徒歩3分

※専用の駐車場はございませんので、公共交通機関をご利用ください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。